

# 福島市一般廃棄物処理基本計画

令和3年2月

福島市



# 目 次

<b>第 1 章 計画の基本的事項.....</b>	<b>1</b>
第 1 節 計画策定の趣旨 .....	1
第 2 節 計画の位置付け .....	3
第 3 節 計画の構成 .....	4
第 4 節 計画の範囲と対象区域 .....	5
第 5 節 計画目標年次 .....	6
第 6 節 計画の進行管理 .....	6
第 7 節 市勢の概況 .....	7
1. 位置と地勢 .....	7
2. 人口・世帯数、人口構造 .....	8
3. 産業の動向 .....	9
<b>第 2 章 ごみ処理基本計画.....</b>	<b>11</b>
第 1 節 ごみ処理の現状 .....	11
1. ごみ処理の変遷 .....	11
2. 一般廃棄物処理施設 .....	12
3. 生活系ごみの収集 .....	16
4. 事業系ごみの搬入 .....	18
5. ごみ・資源物の流れ .....	19
6. 処理体制 .....	19
7. ごみ処理実績 .....	20
8. ごみ処理経費の実績 .....	29
第 2 節 現計画の実施状況 .....	30
1. 施策の実施状況 .....	30
2. 目標値と実績の比較 .....	30
第 3 節 ごみ処理の課題 .....	31
1. ごみの減量化、資源化 .....	31
2. 収集・運搬 .....	31
3. 中間処理 .....	31
4. 最終処分 .....	31
5. 処理経費 .....	32
6. 適正処理困難物 .....	32
7. 不法投棄対策 .....	32
8. 災害廃棄物等対策 .....	32
9. 感染症の流行時への対応 .....	32
第 4 節 ごみ処理行政の動向 .....	33

1. 国の目標.....	33
2. 福島県の目標.....	35
第5節 基本理念と基本方針.....	36
第6節 計画の基本目標.....	38
1. 1人1日当たりの生活系ごみの目標.....	38
2. 事業系ごみの目標.....	39
3. 最終処分量の目標.....	39
第7節 施策体系.....	40
第8節 目標達成へ向けた施策.....	41
1. 目標達成へ向けた具体的な施策.....	41
2. 市民・事業者・市の役割.....	49
第9節 その他ごみの処理に関し必要な事項.....	51
1. 災害廃棄物に関する対策.....	51
2. 感染症の流行時への対応.....	51
<b>第3章 生活排水処理基本計画 .....</b>	<b>52</b>
第1節 生活排水処理の現状 .....	52
1. 処理フロー.....	52
2. 生活排水処理の状況.....	53
3. 水環境の状況.....	55
4. 生活排水の処理主体.....	56
5. 処理施設.....	57
6. 生活排水処理の課題.....	59
第2節 生活排水処理行政の動向.....	60
1. 国の目標.....	60
2. 県の目標.....	60
3. 福島市.....	60
4. 近隣市町.....	61
5. 関係法令.....	61
第3節 生活排水処理基本計画 .....	62
1. 基本理念と基本方針.....	62
2. 生活排水処理の目標.....	62
3. 生活排水処理の見込み.....	63
4. 生活排水処理対策.....	64
5. し尿・汚泥処理計画.....	64
<b>巻末資料.....</b>	<b>65</b>
資料1 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例.....	65
資料2 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則.....	75
資料3 福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿.....	85

## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、策定するものです。

福島市（以下「本市」という。）では、平成26年8月に策定した一般廃棄物処理基本計画（以下「現計画」という。）に基づき、ごみの排出・処理の各段階での環境負荷を可能な限り低減するため、ごみの発生抑制や再使用を推進し、分別を図り、再生利用を進め、市民、事業者、市が協働して「環境最先端都市 福島」を目指してきました。

ごみの排出抑制については、本市のごみ排出量が東日本大震災後に増加し、平成27年度をピークに減少傾向にあるものの全国的に見て多い状況をふまえ、ごみ処理有料化について検討しました。平成30年11月に福島市廃棄物減量等推進審議会から、ごみ処理有料化導入について『原発事故の影響が未だ残っている状況下において、市民に新たな負担を求めるることは慎重に検討すべきであり、ごみの減量化、資源化には意識の啓発、有料化以外の施策を積極的に展開することが必要』とする一方、『一定の目標を設定し、ごみ有料化の方針を決定することが必要』との答申を受けて、「令和3年度までに市民1人1日当たりのごみ排出量を890g以下にする」とした目標を設定し「ごみ減量大作戦」と称して、有料化以外のごみ減量の施策を展開しています。

しかし、本市の令和元年度の1人1日当たりのごみ排出量は1,181gであり、目標達成へ向けより一層のごみの減量化、資源化が必要な状況です。

処理施設については、本市の一般廃棄物焼却施設であるあぶくまクリーンセンターは、供用開始から30年以上が経過し老朽化が進んでいます。また、金沢第二埋立処分場は、残余容量がひっ迫していることから、新たな最終処分場の整備を進めています。

生活排水処理は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を促進してきた結果、し尿及び生活雑排水が適切に処理されている割合は増加してきました。

今後においても、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置などによるし尿や浄化槽汚泥の収集量の推移を踏まえながら、処理施設において適正な処理が必要となります。

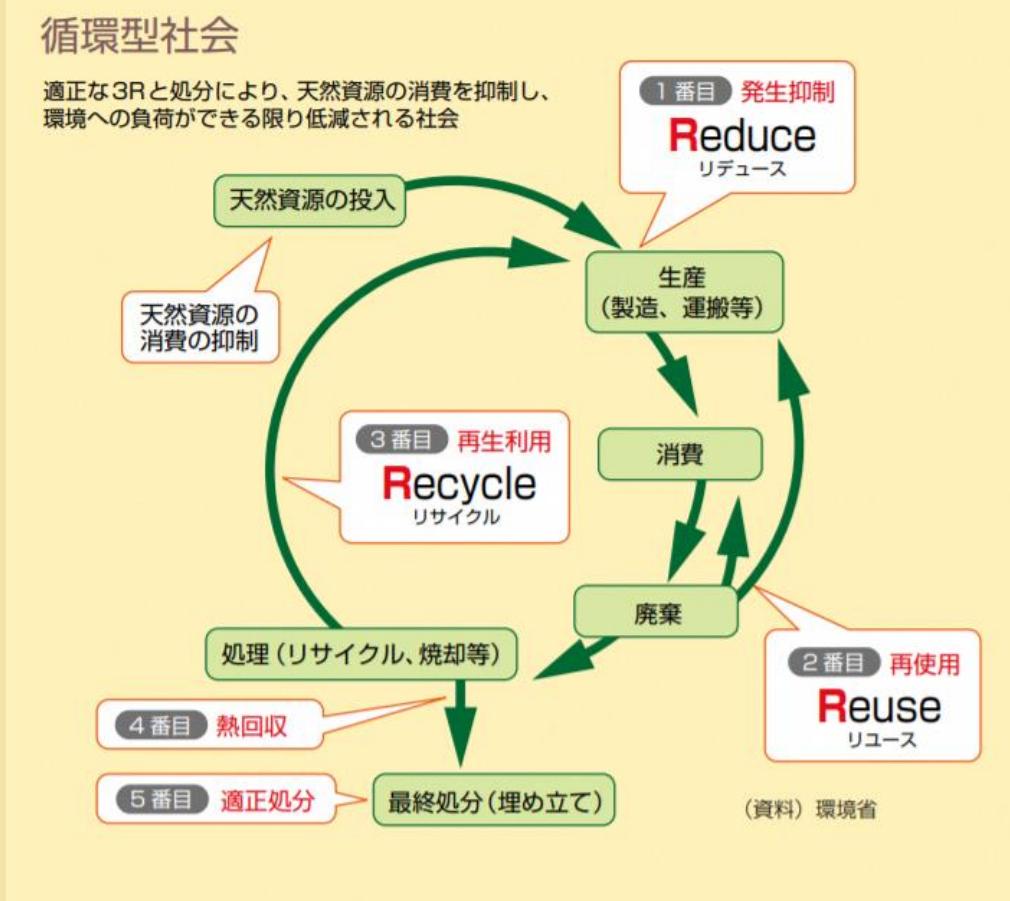
このような背景から、本計画では、現計画における本市の廃棄物施策に関する評価を行うとともに、国・県の動向、リサイクル技術動向などの社会情勢の変化、本市の状況を踏まえ、新たな計画（以下「本計画」という。）を策定し、市民、事業者、市が共創により一体となって、未来へつなげる循環型社会の実現を目指します。

## 【コラム1】循環型社会と3Rについて

「循環型社会」とは、なるべくごみを出さず、ごみができる限り資源として使い、どうしても使えないごみは適正に処分をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会のことです。

「循環型社会」を実現するためには、日々の生活の中で、まずは、リデュース（ごみを出さない）、リユース（繰り返し使う）に取り組み、それでもごみになってしまったならリサイクル（再資源化する）に取り組むことが大切です。

この取り組みは、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つの語の頭文字から、「3R（スリーアール）」と呼ばれています。



出典：環境省 HP 「3Rまなびあいブック 大人向け (2015年改訂版)」 p.5

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定に基づき、策定するものです。

本計画の策定に当たっては、国、県の廃棄物関連の計画及び本市の総合計画並びに環境基本計画と整合を図ります。

本計画の位置づけを図 1-1 に示します。

(国)

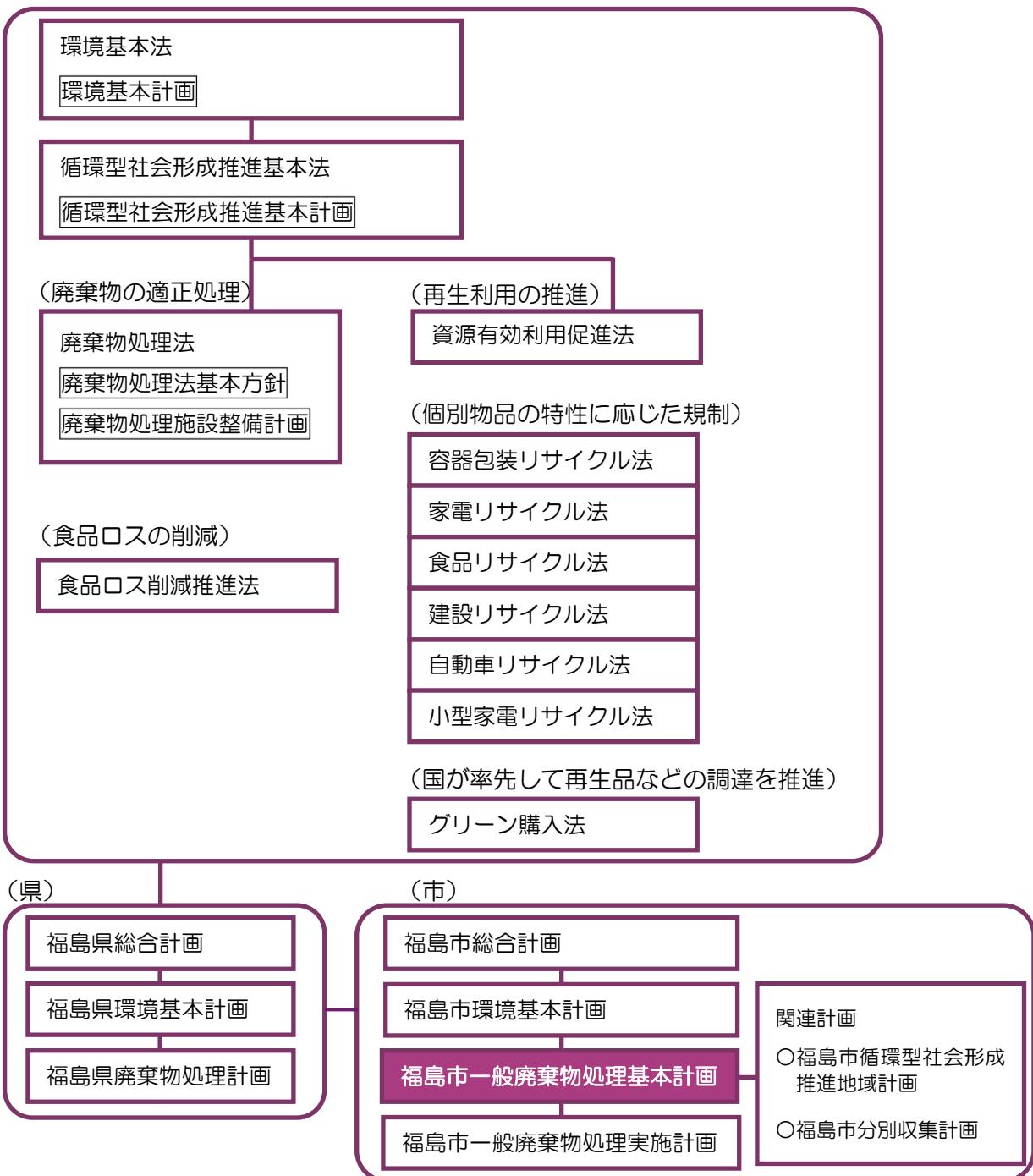


図 1-1 計画の位置付け

## 第3節 計画の構成

本計画は、一般廃棄物のうち、ごみ処理に関する事項（ごみ処理基本計画）と生活排水処理に関する事項（生活排水処理基本計画）から構成されています。

ごみ処理基本計画では、ごみ処理に関する基本方針を定め、ごみの減量化、資源化及び適正処理などに関する事項を定めています。

生活排水処理基本計画では、生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理主体別（公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽など）の諸計画を踏まえて、生活排水処理に関する基本方針を定め、し尿や浄化槽汚泥の適正処理などに関する事項を定めています。

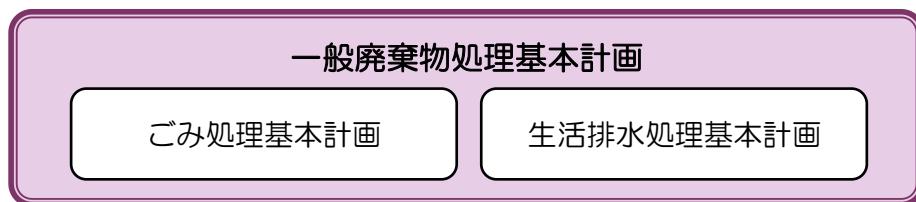


図 1-2 計画の構成

## 第4節 計画の範囲と対象区域

本計画の範囲は、市内から発生する一般廃棄物を対象とし、あわせ産廃<sup>※1</sup>については、対象に含めないこととします。

一般廃棄物のうち災害廃棄物については、災害廃棄物処理計画に具体的な対策を定め処理します。

また、計画対象区域は市全域とします。

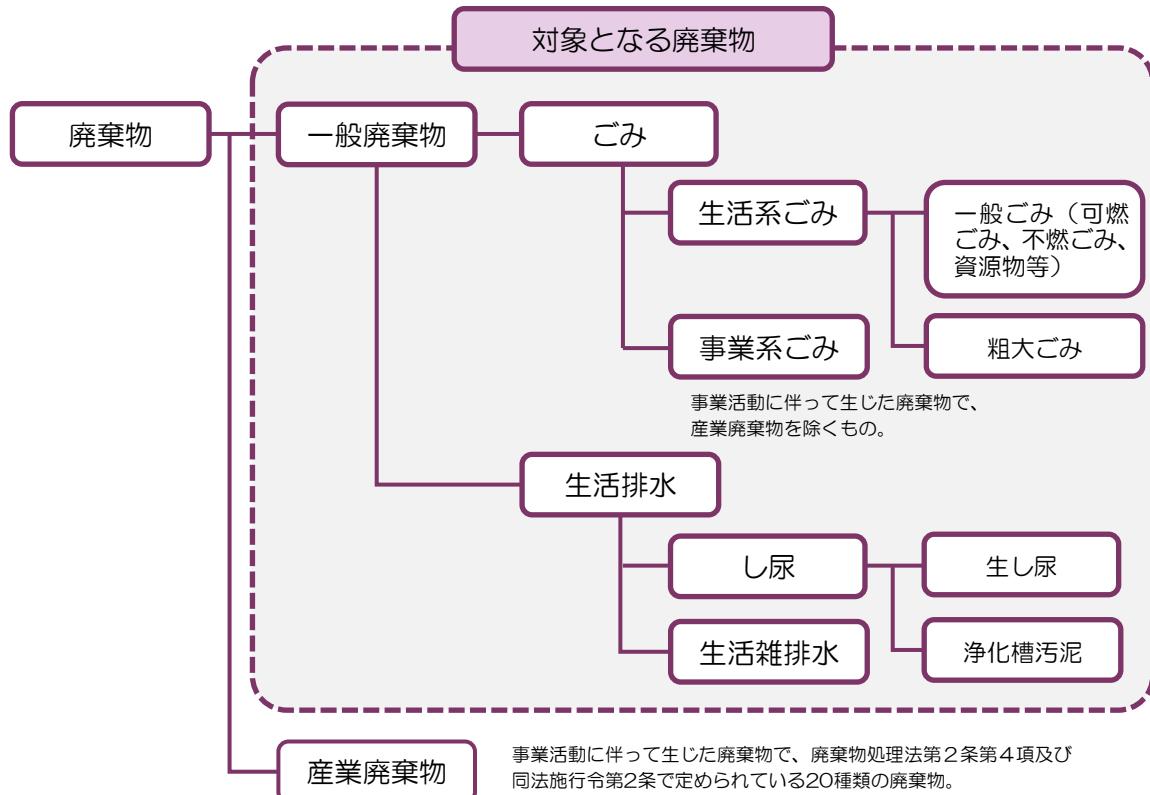


図 1-3 計画の対象となる廃棄物

<sup>※1</sup>あわせ産廃とは、廃棄物処理法第11条第2項の規定により、市が一般廃棄物と同様の方法により処理する産業廃棄物であり、本市では、市が認めた範囲で、紙くず、木くず、ガラスくずなどを処理しています。

## 第5節 計画目標年次

計画の期間は、令和3年度から5年間とし、令和7年度を目標年次とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。



図 1-4 計画期間と目標年次

## 第6節 計画の進行管理

本計画の推進を図るため、毎年度の進行管理をするとともに、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、進捗状況については、市民、事業者へ情報公開します。

## 第7節 市勢の概況

### 1. 位置と地勢

本市は、福島県の北部に位置し、西は吾妻連峰に連なる奥羽山脈、東は丘陵状の阿武隈山地に囲まれた信達盆地に開けた都市です。市域の中央には、信夫山が位置し、これを取り巻くように市街地が広がり、面積 767.72km<sup>2</sup>と広大な市域を有しています。

市街地の中央を東北新幹線及びJR 東北本線が南北に縦貫し、また山形新幹線、JR 奥羽本線が本市を起点として山形・秋田方面へ延びています。

また、首都圏と東北地方を結ぶ東北縦貫自動車道と本市を起点とする東北中央自動車道の開通により、首都圏と東北圏、太平洋圏と日本海圏を結ぶ交通の結節点となるなど、県都として、また県北地方の中核都市として、行政、経済、教育等の各般にわたり重要な役割を担っており、平成 30 年 4 月には中核市に移行しました。

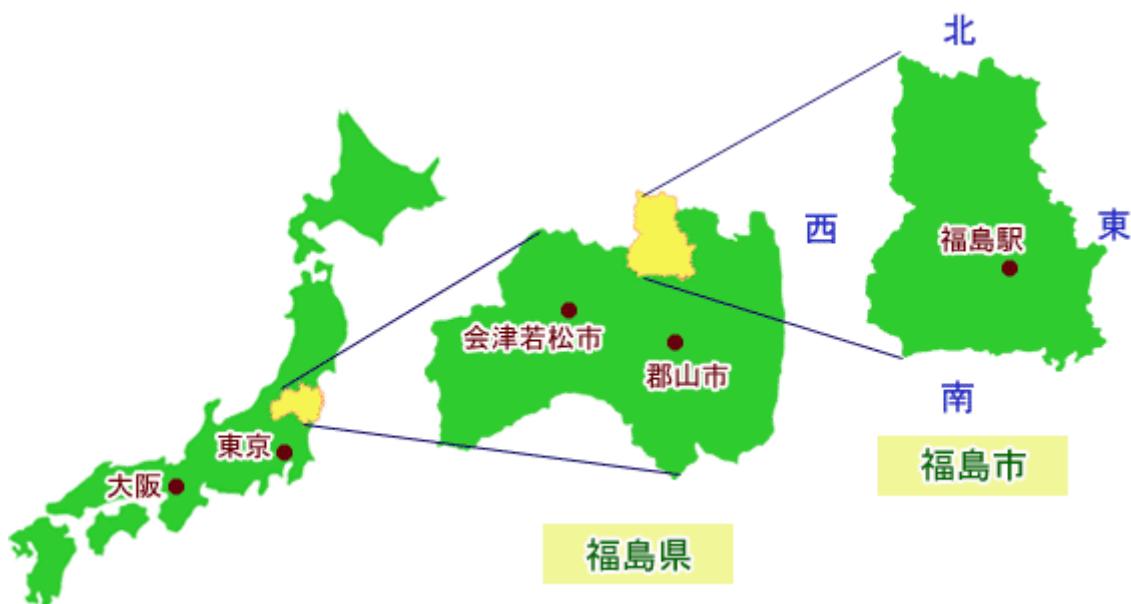


図 1-5 福島市の位置

## 2. 人口・世帯数、人口構造

本市の人口と世帯数の推移を表 1-1 に示します。

令和元年 10月 1日現在、本市の人口は 286,742 人であり、世帯数は 124,736 世帯です。

人口は、減少傾向で推移しており、1 世帯当たりの人数は 2.3 人と、全国的な傾向と同様に核家族化が進んでいます。

今後も同様の傾向が続くと予想されています。

表 1-1 人口及び世帯数の推移

区分		H22年	H27年	R元年	R7年
人口	男	140,723	144,690	140,710	—
	女	151,867	149,557	146,032	—
	計	292,590	294,247	286,742	272,462
世帯数		113,074	122,269	124,736	—
一世帯当たり人員		2.59	2.41	2.30	—

資料：平成22年、27年は国勢調査（10月1日）、令和元年は福島市の推計人口（10月1日）

令和7年は、福島市人口ビジョン

また、年齢 3 区別別の人口を図 1-6 に示します。年少人口や生産年齢人口が減少する一方、老人人口が増加しており、今後も同様の傾向が続くと予想されています。



資料：平成 22 年、27 年は国勢調査（10月 1 日）、令和元年は福島市の推計人口（10月 1 日）

令和 7 年度は、福島市人口ビジョン

総数には「年齢不詳」を含む。

図 1-6 年齢 3 区別別の人口

### 3. 産業の動向

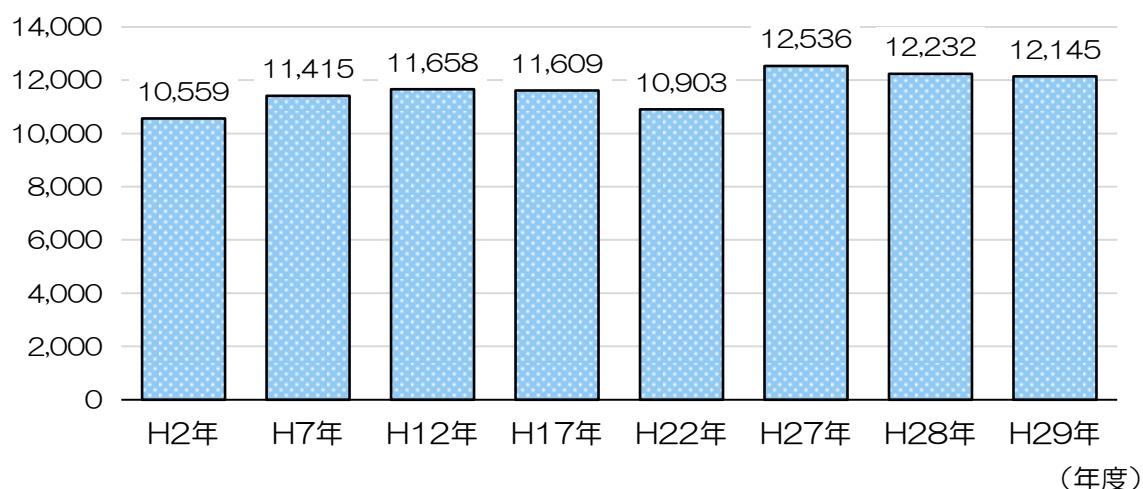
図 1-7 に市内総生産の推移、図 1-8 に製造業の推移、図 1-9 に小売業の推移を示します。

市内総生産は、平成 27 年度に 1 兆 2,536 億円と最も高くなったものの、近年はやや減少しています。

製造業においては、事業所数は減少していますが、従業者数、製造品出荷額は横ばいで推移しています。

小売業においては、事業所数は横ばいで推移していますが、従業者数、年間商品販売額は増加しています。

(億円)

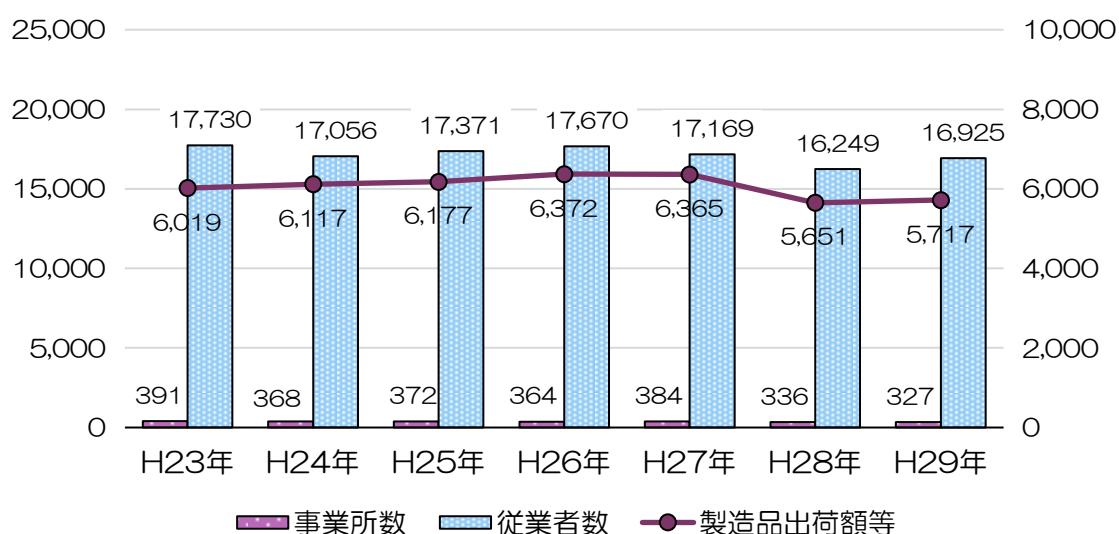


資料：福島県市町村民経済計算年報

図 1-7 市内総生産の推移

(人、事業所)

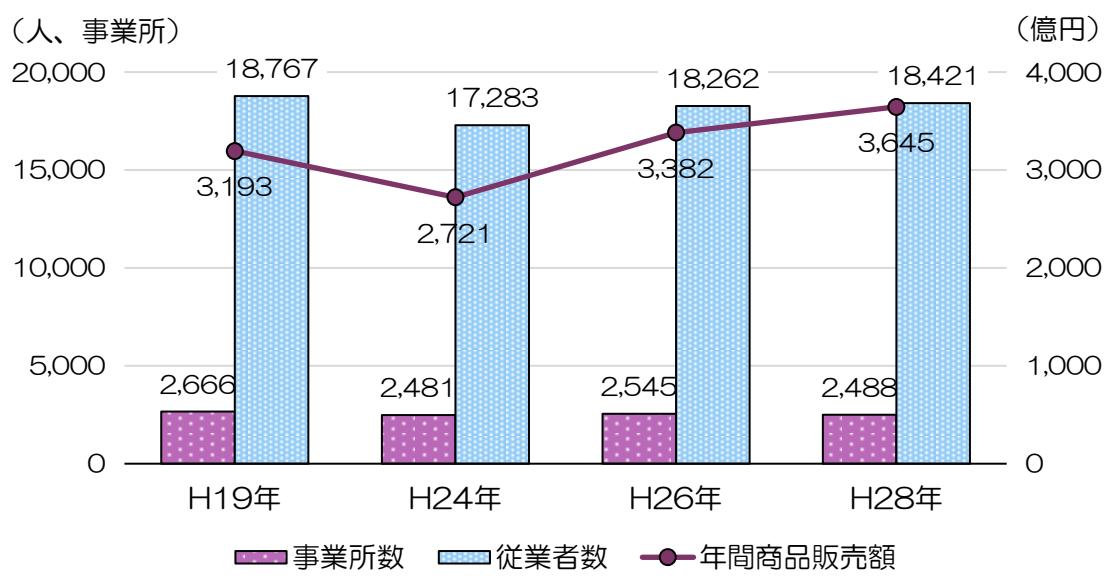
(億円)



資料：福島市編工業統計調査結果報告書から抜粋

平成 28 年のみ経済センサス活動調査（製造業）結果報告書

図 1-8 製造業（事業所数、従業者数、製造品出荷額等）の推移



資料：平成 19 年、26 年は福島市編商業統計調査結果報告書から抜粋、平成 24 年、28 年は経済センサス活動調査

図 1-9 小売業（事業所数、従業者数、年間商品販売額）の推移

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1. ごみ処理の変遷

本市におけるごみ処理の変遷を表 2-1 に示します。

表 2-1 ごみ処理の変遷

時 期	内 容
昭和45年 4月	可燃ごみ、不燃ごみの分別排出、定日収集を開始
昭和55年 11月	金沢埋立処分地竣工
昭和57年 8月	粗大ごみの収集を開始
昭和63年 2月	あぶくまクリーンセンター竣工
平成3年 10月	事業系一般廃棄物の有料化を実施
平成5年 6月	福島市廃棄物減量等推進審議会を設置
平成6年 6月	透明袋によるごみの排出を開始
平成6年 11月	金沢第二埋立処分場竣工
平成9年 6月	資源物として缶類と紙類の分別収集を開始
平成11年 3月	あらかわクリーンセンター資源化工場・リサイクルプラザ竣工 (びん類、缶類、ペットボトル、不燃・粗大ごみ)
平成11年 4月	資源物としてびん類・ペットボトルの分別収集を開始
平成14年 8月	資源物のびん類とペットボトルを分別して収集開始
平成16年 3月	あぶくまクリーンセンター資源化工場竣工 (プラスチック製容器包装)
平成16年 4月	資源物としてプラスチック製容器包装とその他の紙製容器包装の分別収集を開始
平成19年 2月	生きびん収集を開始
平成19年 6月	ふれあい訪問収集を開始
平成20年 8月	あらかわクリーンセンター竣工
平成27年 2月	使用済小型家電回収を開始

## 2. 一般廃棄物処理施設

### (1) 中間処理施設（焼却施設）

焼却施設については、昭和 63 年 2 月にあぶくまクリーンセンターが、平成 20 年 8 月にあらかわクリーンセンターが竣工し、稼働しています。

焼却施設の概要を表 2-2 及び表 2-3 に示します。

なお、あぶくまクリーンセンターは、供用開始から 30 年以上が経過し老朽化が進んでいることから、建替えに向け調査・計画が進められています。

表 2-2 あぶくまクリーンセンターの概要

項目	内 容
所 在 地	福島市渡利字梅ノ木畠 1 番地の 1
処理能力	焼却 : 240t/24h (120t×2 基) 灰固化 : 16.8t/日
炉 型 式	全連続燃焼式ストーカー炉
建設年度	昭和 60 年 6 月着工 昭和 63 年 2 月竣工 平成 14 年 11 月排ガス高度処理施設・灰固化施設増設
敷地面積	28,000m <sup>2</sup> (あぶくまクリーンセンター全体)
建 設 費	5,985,231 千円
建物規模	既存工場棟 : RC 造地下 1 階、地上 4 階建 建築面積 2,698.17m <sup>2</sup> 延床面積 5,629.57m <sup>2</sup> 増設棟 : 鉄骨造地上 2 階建 建築面積 447.17m <sup>2</sup> 延床面積 506.61m <sup>2</sup> 工場棟合計 : 建築面積 3,145.34m <sup>2</sup> 延床面積 6,136.18m <sup>2</sup>

表 2-3 あらかわクリーンセンターの概要

項目	内 容
所 在 地	福島市仁井田字北原 3 番地の 3
処理能力	焼却 : 220t/24h (110t×2 基) 灰溶融 : 20t/日
炉 型 式	全連続燃焼式ストーカー炉
建設年度	平成 17 年 12 月着工 平成 20 年 8 月竣工
敷地面積	33,500m <sup>2</sup> (あらかわクリーンセンター全体)
建 設 費	9,066,481 千円
建物規模	鉄骨鉄筋コンクリート造ほか 地下 1 階、6F 建 建築面積 4,636.94m <sup>2</sup> 、延床面積 10,103.27m <sup>2</sup>

## (2) 中間処理施設（資源化施設）

資源化施設については、平成 11 年 3 月、あらかわクリーンセンター内に資源化工場（びん類、缶類、ペットボトル、不燃・粗大ごみ）、平成 16 年 3 月にあぶくまクリーンセンター内に資源化工場（プラスチック製容器包装）、平成 24 年 3 月に粗大ごみ中間処理施設が竣工し、稼動しています。

表 2-4 あぶくまクリーンセンター資源化工場の概要

項目	内 容
所 在 地	福島市渡利字梅ノ木畠 1 番地の 1
敷地面積	28,000m <sup>2</sup> （あぶくまクリーンセンター全体）
延べ床面積	1,674.80m <sup>2</sup>
構 造	鉄骨造、地上 2 階
建設年度	平成 15 年 6 月着工 平成 16 年 3 月竣工
建 設 費	431,524 千円
処理能力	プラスチック製容器包装 10t／日（1 系列）

表 2-5 あらかわクリーンセンター資源化工場の概要

項目	内 容
所 在 地	福島市仁井田字北原 3 番地の 3
敷地面積	33,500m <sup>2</sup> （あらかわクリーンセンター全体）
延べ床面積	5,387.52m <sup>2</sup>
構 造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地下 1 階地上 4 階
建設年度	平成 9 年 6 月着工 平成 11 年 3 月竣工
建 設 費	4,024,761 千円
処理能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 資源物処理系 42t/5h</li> <li>缶類 11t/5h、ビン類 20t/5h</li> <li>ペットボトル・プラスチック 11t/5h (H18 ペットボトル 2t 増強)</li> <li>• 不燃、粗大ごみ処理系 60t/5h</li> </ul>

表 2-6 ストックヤードの概要（あらかわクリーンセンター資源化工場附属施設）

項目	内 容
施設内容	6品目の各貯留所 鉄、アルミ、びん類（3色）、ペットボトル
延べ床面積	600m <sup>2</sup>
建設年度	平成10年4月着工 平成11年1月竣工
建設費	70,508千円

表 2-7 フロン回収棟の概要（あらかわクリーンセンター資源化工場附属施設）

項目	内 容
施設内容	フロン回収施設（除湿機、冷風扇等）、倉庫
延べ床面積	305.5m <sup>2</sup>
建設年度	平成10年4月着工 平成11年1月竣工
建設費	60,060千円

表 2-8 粗大ごみ中間処理施設の概要（あらかわクリーンセンター資源化工場附属施設）

項目	内 容
施設内容	粗大ごみ中間処理用作業所、車庫
延べ床面積	262.0m <sup>2</sup>
建設年度	平成23年11月着工 平成24年3月竣工
建設費	45,297千円

表 2-9 リサイクルプラザの概要

項目	内 容
所在地	福島市仁井田字北原3番地の3
延べ床面積	917.75m <sup>2</sup>
構 造	鉄骨造、地上2階
建設年度	平成9年6月着工 平成11年3月竣工
建設費	290,955千円
施設内容	・ホール、展示室・研修室、会議室 ・工芸室・事務室 ・図書、情報コーナー・工房、書庫

### (3) 最終処分場

最終処分については、昭和 55 年 11 月に金沢埋立処分地が竣工し、約 15 年間で埋立を休止し、現在は適正に維持管理を行っています。

平成 6 年 11 月には、金沢第二埋立処分場が竣工し、平成 7 年 6 月から埋立をしています。現在、金沢第二埋立処分場は、残余容量がひっ迫していることから、新たな最終処分場の建設を進めています。

表 2-10 金沢埋立処分地の概要

項目	内 容
所 在 地	福島市松川町金沢字狐森地内
規 模	埋立地面積 71,300m <sup>2</sup> 埋立容量 576,400m <sup>3</sup> 埋立期間 約 20 年（平成 7 年 5 月で埋立休止）
埋立方法	山間準好気性埋立
埋立工法	サンドイッヂ工法
汚水処理施設	処理能力 200m <sup>3</sup> /日 処理方式 生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌
建設年度	昭和 54 年 9 月着工 昭和 55 年 11 月竣工
建 設 費	298,581 千円

表 2-11 金沢第二埋立処分場の概要

項目	内 容
所 在 地	福島市松川町金沢字水ヶ作地内外
規 模	埋立地面積 49,900m <sup>2</sup> 埋立容量 590,800m <sup>3</sup> 埋立期間 約 20 年
埋立工法	サンドイッヂ工法
浸出水 処理施設	処理能力 180m <sup>3</sup> /日 処理方式 カルシウム除去+生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌
建設年度	平成 4 年 9 月着工 平成 6 年 11 月竣工
建 設 費	3,467,586 千円

### 3. 生活系ごみの収集

#### (1) 分別区分とごみの出し方

ごみの分別は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源物」の4区分となっており、資源物については12品目9分別し収集を行っています。「混ぜればごみ、分ければ資源」として、資源物の徹底した分別を広報しています。

平成27年2月より、新たに使用済小型家電の回収を開始しました。分別区分とごみの出し方は表2-12のとおりです。

また、令和2年6月より、新聞紙・折込チラシは、紙製の新聞整理袋に入れて出す方法、その他の紙製容器包装は紙マークのついた紙袋（取っ手部分も紙製）に入れて出す方法を新たに追加しました。

表 2-12 ごみの分別区分と出し方

分別区分・品目		出し方
可燃ごみ		透明袋に入れて出す
不燃ごみ		透明袋に入れて出す
資源物	プラスチック製容器包装	透明袋に入れて出す
	ペットボトル	透明袋に入れて出す
	缶類（アルミ、スチール）	透明袋に入れて出す
	びん類（無色、茶色、その他）	透明袋に入れて出す
	紙パック	ひもで十文字に束ねて出す
	段ボール	ひもで十文字に束ねて出す
	新聞紙・折込チラシ	ひもで十文字に束ねて出す または、紙製の新聞整理袋に入れて出す
	雑誌・本	ひもで十文字に束ねて出す
	その他の紙製容器包装	ひもで十文字に束ねて出す または、紙マークのついた紙袋に入れて出す
粗大ごみ		戸別収集を事前に申し込む
使用済小型家電		回収ボックスに入れる

令和2年6月1日現在

## (2) 収集方法

収集方法は、可燃ごみが週2回、不燃ごみ、資源物が月2回（プラスチック製容器包装のみ月4回）、ステーション方式で収集しています。

粗大ごみ（長さ60cm～200cm、重さ10kg～100kg）は、電話申し込みによる戸別収集を行っています。

使用済小型家電は、公共施設、民間商業施設等の拠点に回収ボックスを設置し、隨時収集しています。

また、家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみの直接搬入も無料で受け入れています。

なお、使用済小型家電は、イベントによる回収やクリーンセンターに直接搬入された不燃ごみからのピックアップ回収も実施しています。

表 2-13 収集方法

分別区分・品目	収集回数	収集方式
可燃ごみ	週2回	ステーション方式
不燃ごみ	月2回	ステーション方式
資源物	プラスチック製容器包装	月4回
	ペットボトル	月2回
	缶類（アルミ、スチール）	月2回
	びん類（無色、茶色、その他）	月2回
	紙パック	月2回
	段ボール	月2回
	新聞紙・折込チラシ	月2回
	雑誌・本	月2回
	その他の紙製容器包装	月2回
粗大ごみ	隨時	戸別収集
使用済小型家電	隨時	拠点回収

### (3) ふれあい訪問収集

平成 19 年 6 月から「ふれあい訪問収集」事業を実施しています。この事業は、民生委員と連携しながら、家庭から排出されるごみをステーションに出すことが困難な高齢者又は障がい者などの世帯に、直接戸別に職員が訪問し、ごみの収集とともに安否確認しています。

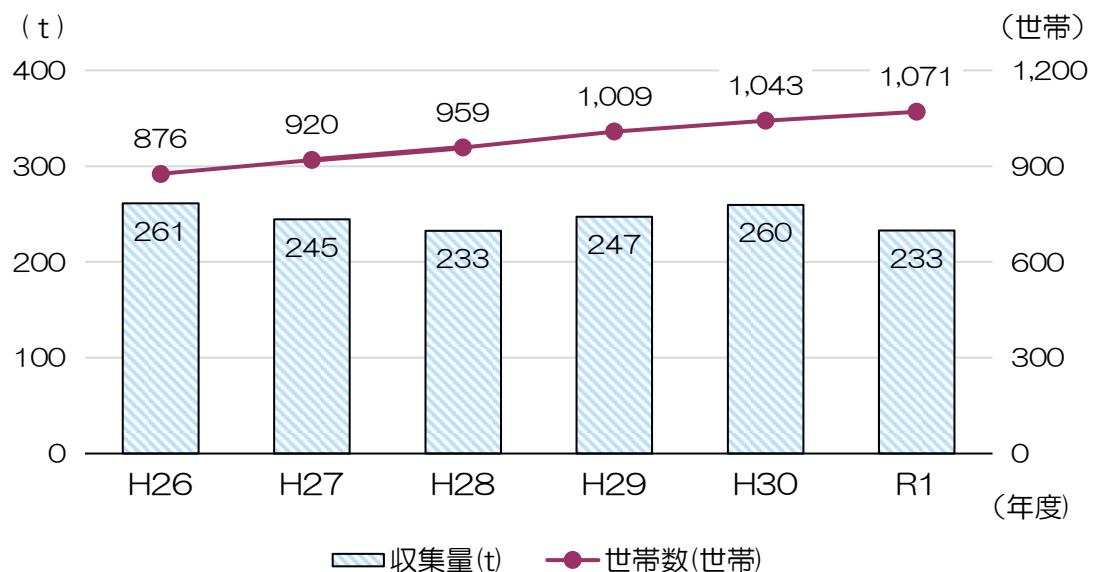


図 2-1 ふれあい訪問収集の収集世帯数と収集量の推移

## 4. 事業系ごみの搬入

事業活動により生じた一般廃棄物（事業系ごみ）は、クリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者によるクリーンセンター搬入を認めており、処理手数料として 100 円/10kg の手数料を徴収しています。

また、一般廃棄物収集運搬許可業者に対しては、適正に業務が行われるよう法令順守、適正な分別、処分など指導を行っています。

## 5. ごみ・資源物の流れ

収集されたごみは、図 2-2 に示すとおりの流れで処理されています。

可燃ごみは 2 地所のクリーンセンターで全量焼却処分しており、その焼却灰は埋立処分しています。不燃ごみ・粗大ごみは、あらかわクリーンセンターで破碎し、鉄などの再資源化できるものを選別して、処理残さは埋立処分しています。

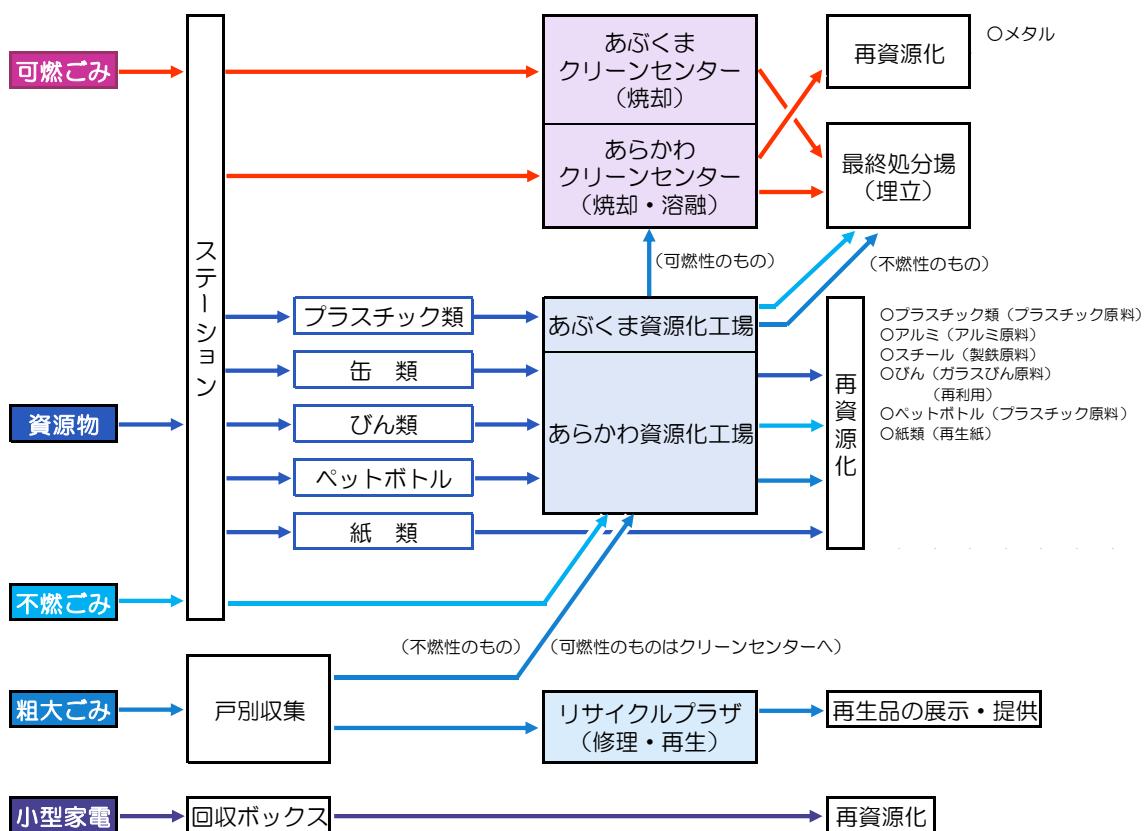


図 2-2 ごみ処理フロー

## 6. 処理体制

本市で発生するごみは、以下に示す管理・運営体制のもとで処理を行っています。

生活系ごみの収集・運搬は、民間委託で、可燃・不燃ごみの収集用パッカー車は 36 台、資源物の収集用車両は 27 台で行っています。粗大ごみは、収集用トラック 3 台で回収しています。また、直営で行っているふれあい訪問収集は、車両 10 台で行っています。

中間処理は、あぶくまクリーンセンターの管理を民間委託で運営しており、あらかわクリーンセンターを DBO 方式<sup>※2</sup>で建設し、民間に管理運営を委託しています。また、両クリーンセンターから最終処分場までの焼却灰等の運搬も民間委託しています。

最終処分は、金沢第二埋立処分場の管理を民間委託しています。

<sup>※2</sup> D B O (Design Build Operate: デザイン・ビルド・オペレート) 方式とは、公共が起債や交付金等により資金調達し、施設の設計、運営等を民間事業者に包括的に委託する方式。

## 7. ごみ処理実績

### (1) ごみ総排出量の推移

ごみ総排出量の推移を図 2-3 に示します。1 人 1 日当たりのごみ排出量の全国平均、県平均、中核市平均との比較を図 2-4 に示します。

平成 12 年度以降のごみ総排出量<sup>※3</sup>は、平成 12 年度から平成 22 年度にかけて減少、東日本大震災の影響から平成 27 年度まで増加、平成 28 年度から再び減少に転じています。また、平成 12 年度から令和元年度までに約 14% 減少しています。

本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、全国平均、県平均、中核市平均と比較して最も多くなっています。全国平均、中核市平均は、平成 23 年度以降減少しています。県平均も平成 25 年度以降、減少していますが、本市は平成 27 年度まで増加しています。

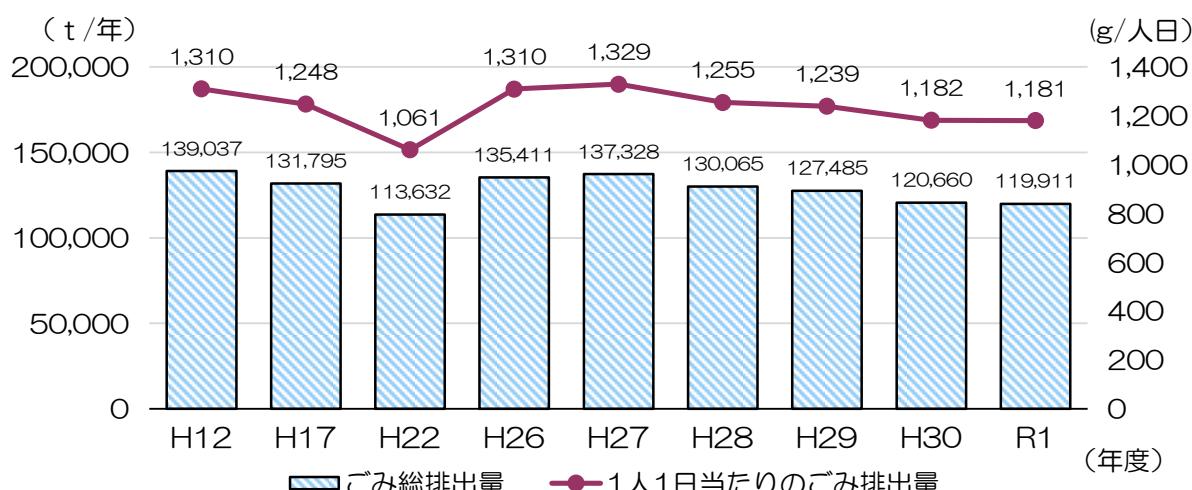
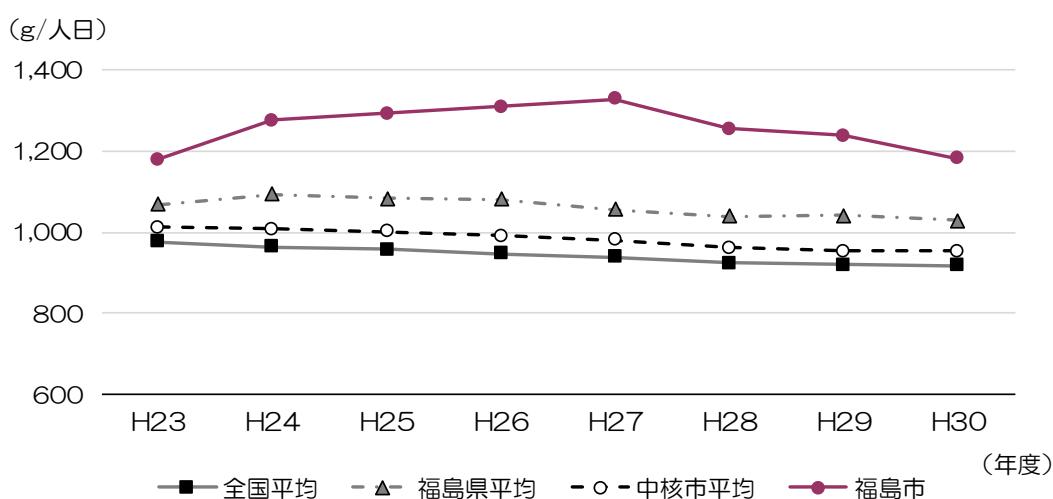


図 2-3 ごみ総排出量の実績



資料：平成 23～30 年度環境省一般廃棄物処理実態調査

図 2-4 1 人 1 日当たりのごみ排出量の比較

<sup>※3</sup> 一般家庭（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物）、集団資源回収、事業者（事業系ごみ）の合計をいう。ただし、災害廃棄物除く。

## (2) 生活系ごみの推移

生活系ごみの推移を図 2-5 に示します。1 人 1 日当たりの生活系ごみの全国平均、県平均、中核市平均との比較を図 2-6 に示します。また、1 人 1 日当たりの生活系ごみ（資源物、集団資源回収量除く）を図 2-7 に示します。

生活系ごみは平成 23 年度から令和元年度までの 9 年間で約 6% 減少しています。そのうち、可燃ごみは、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて減少し、その後横ばい傾向を示しています。不燃ごみ、粗大ごみ、資源物は減少傾向にあります。

なお、可燃ごみには、原発事故に伴う除染活動によって発生した草枝類が含まれています。

本市の 1 人 1 日当たりの生活系ごみは、全国平均、県平均、中核市平均と比較して最も多くなっています。全国平均、中核市平均は、平成 23 年度以降減少し、県平均は横ばい傾向から減少に転じていますが、本市は平成 27 年度まで増加しています。

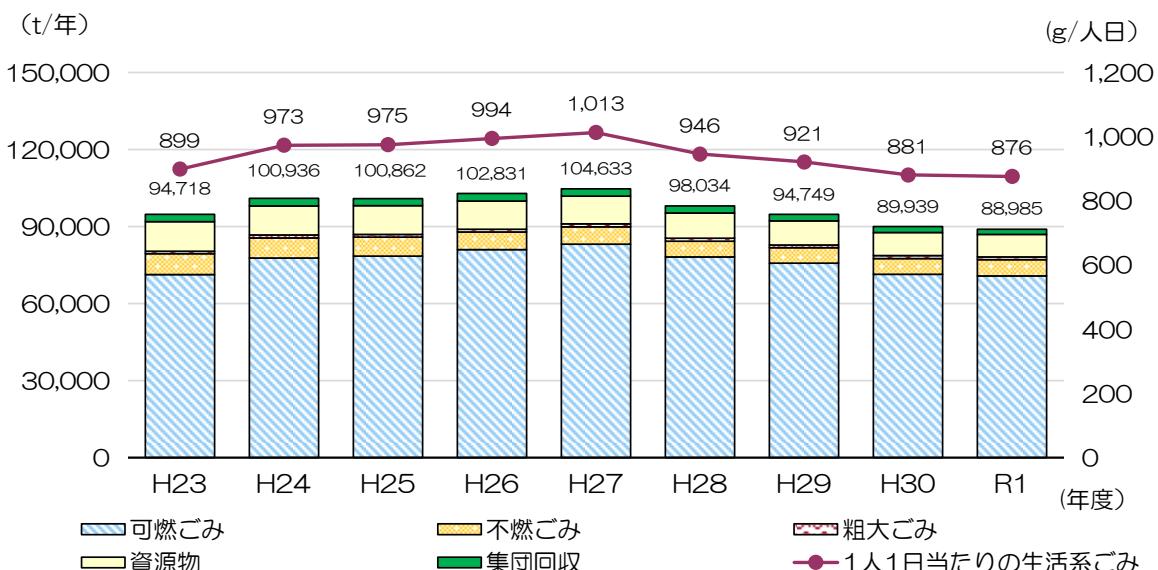
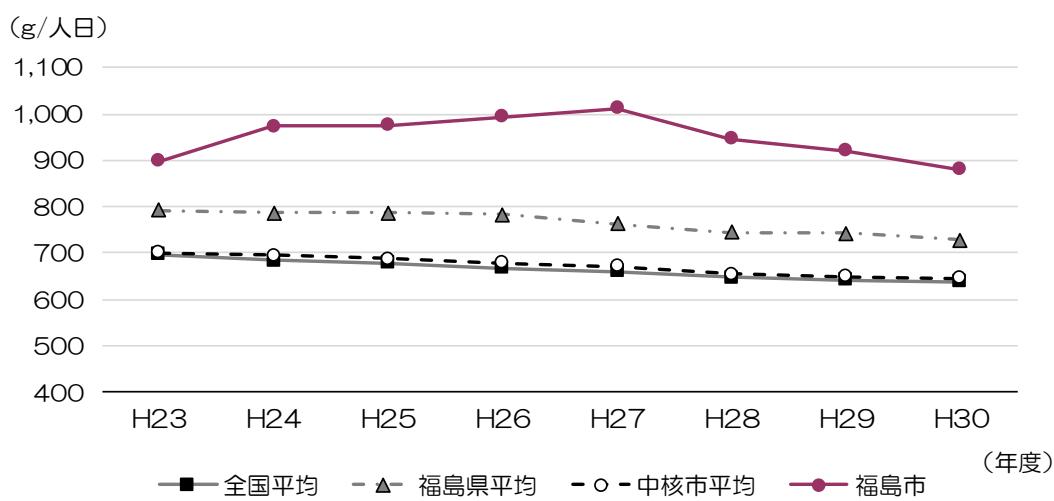


図 2-5 生活系ごみの推移



資料：平成 23～30 年度環境省一般廃棄物処理実態調査

図 2-6 生活系ごみの比較

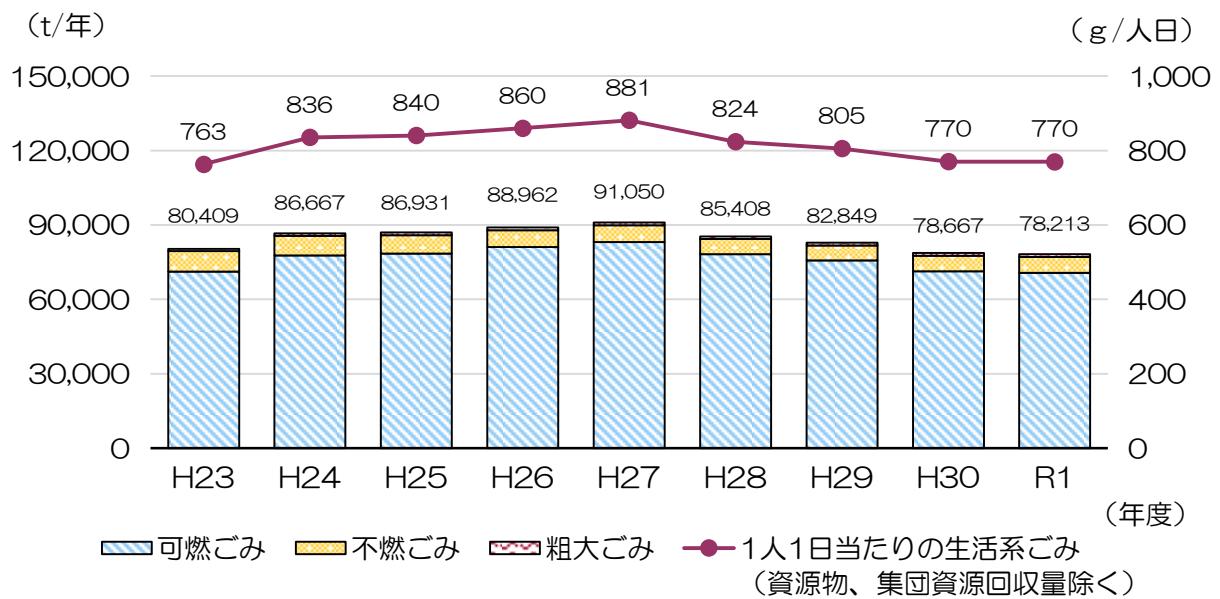


図 2-7 1人1日当たりの生活系ごみ（資源物、集団資源回収量除く）の推移

### (3) 事業系ごみの推移

事業系ごみの推移を図 2-8 に示します。1人1日当たりの事業系ごみの全国平均、県平均、中核市平均との比較を図 2-9 に示します。

事業系ごみは平成 24 年度から約 31,000 t から 33,000t を推移しており、平成 23 年度から令和元年度までの 9 年間で約 5% 増加しています。1人1日当たりの事業系ごみは横ばいで推移しています。

本市の1人1日当たりの事業系ごみは、全国平均、県平均より多いものの、平成 25 年度以降は中核市と同程度の排出量で推移しています。

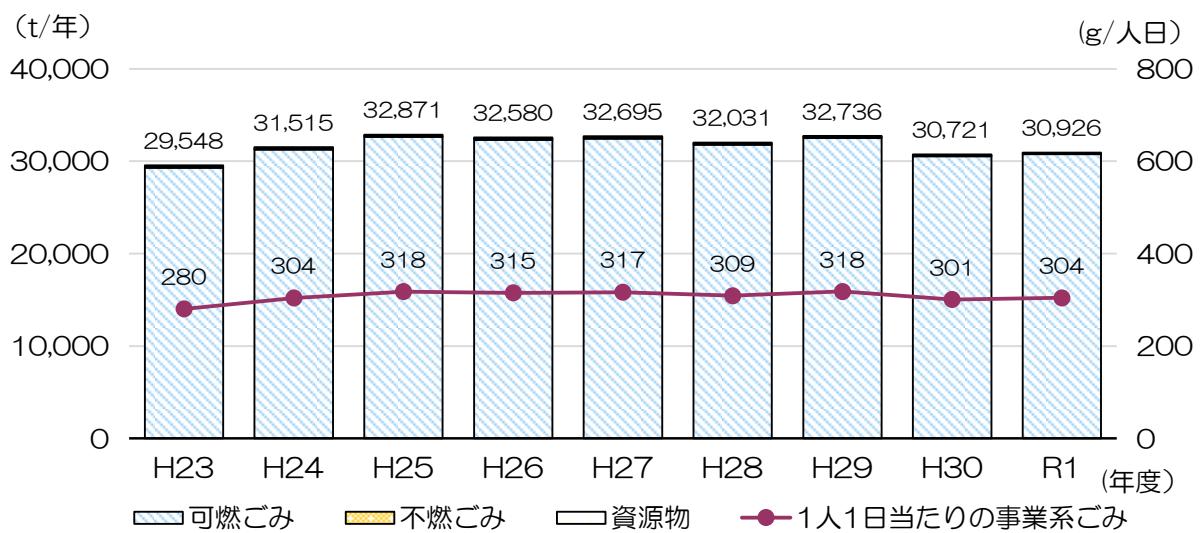
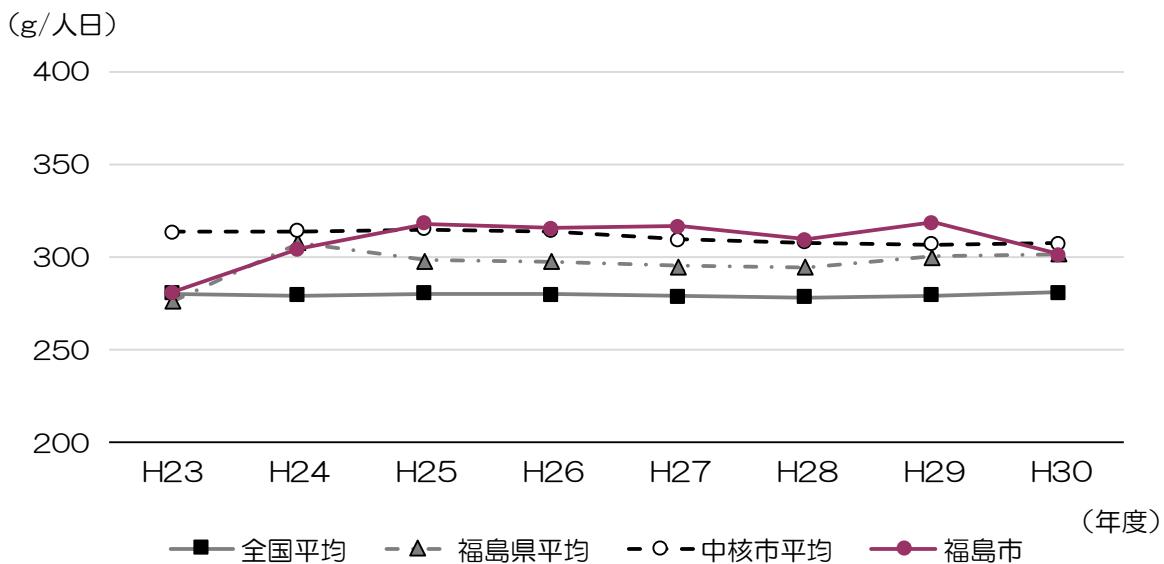


図 2-8 事業系ごみの推移



資料：平成 23～30 年度環境省一般廃棄物処理実態調査

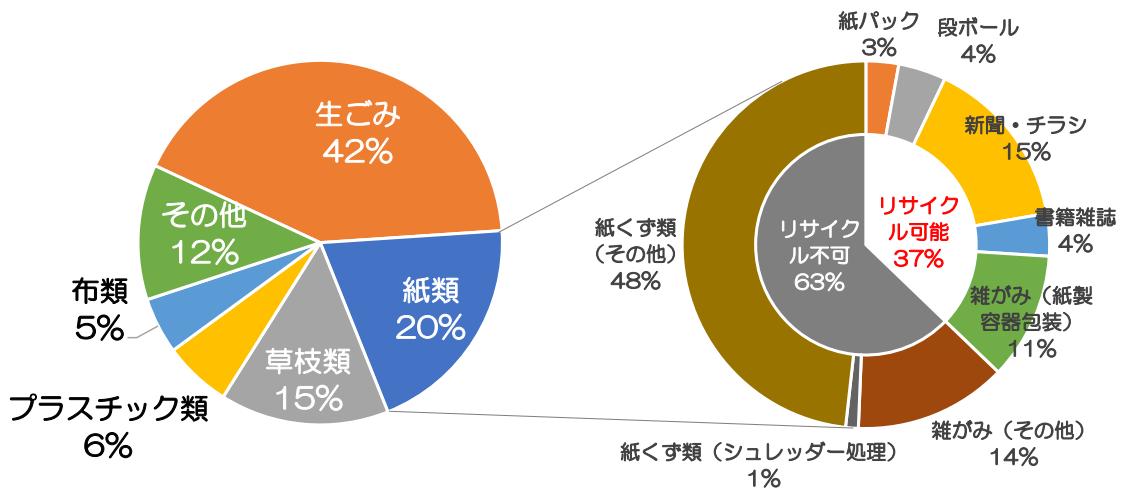
図 2-9 事業系ごみの比較

#### (4) 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成分析を、本市独自で実施しています。生活系可燃ごみ、事業系可燃ごみのそれぞれの平成 30 年度及び令和元年度の平均値を図 2-10 及び図 2-11 に示します。

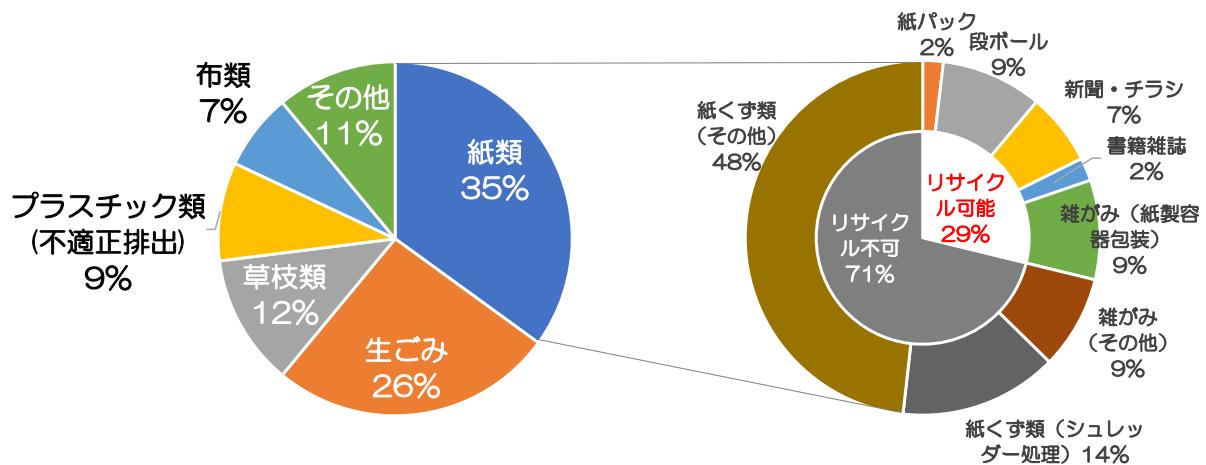
組成分析の結果をみると、生活系可燃ごみでは、生ごみが最多く、次いで紙類、草枝類が多くなっています。紙類では、新聞・折込みチラシ、紙製容器包装などリサイクル可能な紙類が 4 割弱程度含まれています。

事業系可燃ごみでは、紙類が最多く、そのうち、段ボールや紙製容器包装などリサイクル可能な紙類が 3 割弱含まれています。また、生ごみ、草枝類、プラスチック類も紙類に続いて多くなっています。



※資料：組成分析データ（市独自調査）（平成 30 年度及び令和元年度）より作成。

図 2-10 市独自調査結果による生活系可燃ごみの組成（湿ベース）



※資料：組成分析データ（市独自調査）（平成 30 年度及び令和元年度）より作成

図 2-11 市独自調査結果による事業系可燃ごみの組成（湿ベース）

## (5) 焼却処理量の推移

焼却処理量を図 2-12 に示します。

焼却処理量は、平成 23 年度から平成 27 年度にかけて増加し、その後減少に転じました。焼却量の多かった平成 27 年度から令和元年度までは約 15% の減少ですが、平成 23 年度から令和元年度までの 9 年間では、約 3% の減少です。

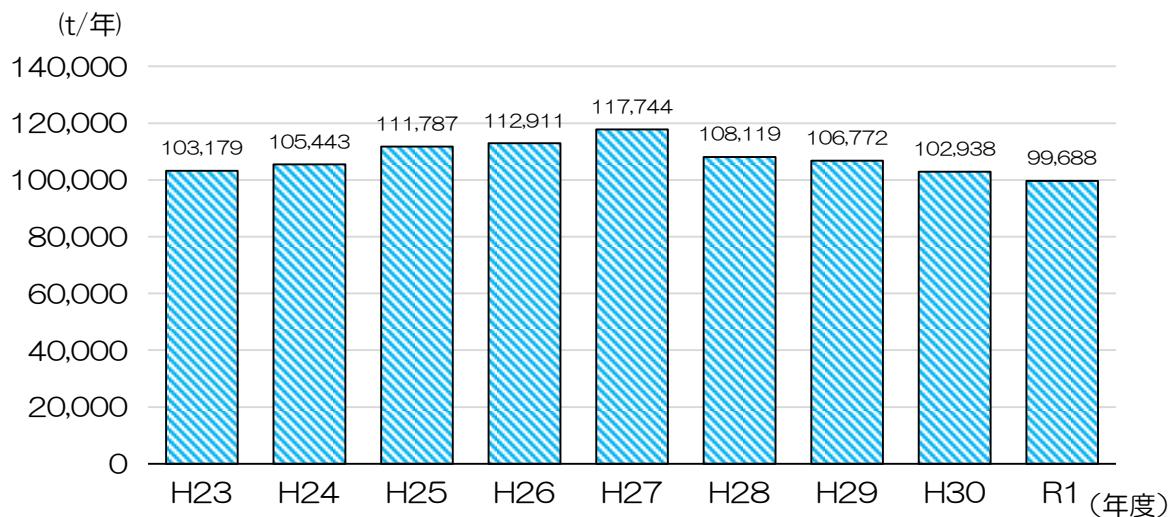


図 2-12 焼却処理量

## (6) 最終処分量の推移

最終処分量を表 2-14 に示します。また、最終処分量の推移を図 2-13 に示します。

最終処分量は、平成 24 年度以降徐々に減少しています。

なお、溶融スラグについては、東日本大震災以降、再生利用できず埋立処分しています。

表 2-14 最終処分量

区分\年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
最終処分量	t/年	17,641	21,764	21,684	20,191	21,160	18,872	18,297	17,054	16,860
焼却処理残さ	t/年	11,795	16,446	16,510	15,435	16,456	14,603	14,034	12,725	12,425
破碎後不燃物	t/年	5,501	5,113	4,966	4,590	4,542	4,105	4,108	4,030	3,885
直接埋立	t/年	345	205	208	166	162	164	155	299	550

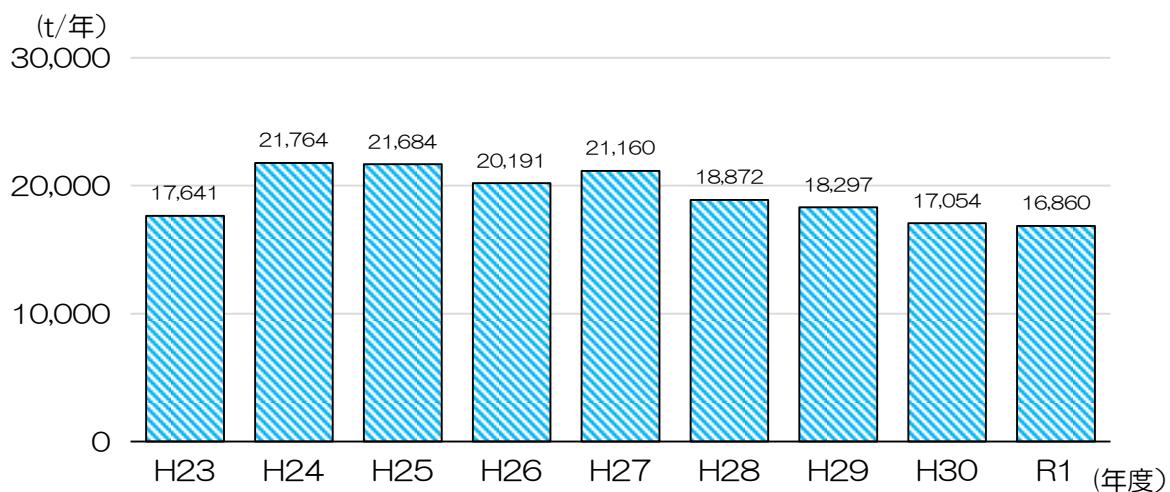


図 2-13 最終処分量の推移

## (7) 資源物搬入量、資源化量とリサイクルの推移

資源物搬入量と資源化量を図 2-14 に示します。資源物搬入量、資源化量ともに減少傾向で推移しています。特に紙類の減少が顕著になっています。

紙類は搬入された量のほとんどが資源化されていますが、びん類は、選別後に搬入量の半分以上が残さとなっています。

資源化量及びリサイクル率の推移を図 2-15 に示します。焼却、破碎処理後に回収された金属等や使用済小型家電回収、集団資源回収により直接資源化されたものを合わせた本市の資源化量及びリサイクル率も減少しており、平成 28 年度以降のリサイクル率は 10% を下回っています。

リサイクル率の全国平均、県平均、中核市平均との比較を図 2-16 に示します。全国平均、中核市平均のリサイクル率は 19~20% 前後、県平均は 13~14% で、横ばいで推移しています。本市のリサイクル率は、全国平均、県平均、中核市平均よりも低く、平成 23 年度以降減少しています。

集団資源回収量の推移を図 2-17 に示します。登録団体数、集団資源回収量は平成 27 年度以降減少傾向が続いています。令和元年度の回収量は、最も多かった平成 26 年度と比較すると約 3 割減少しています。

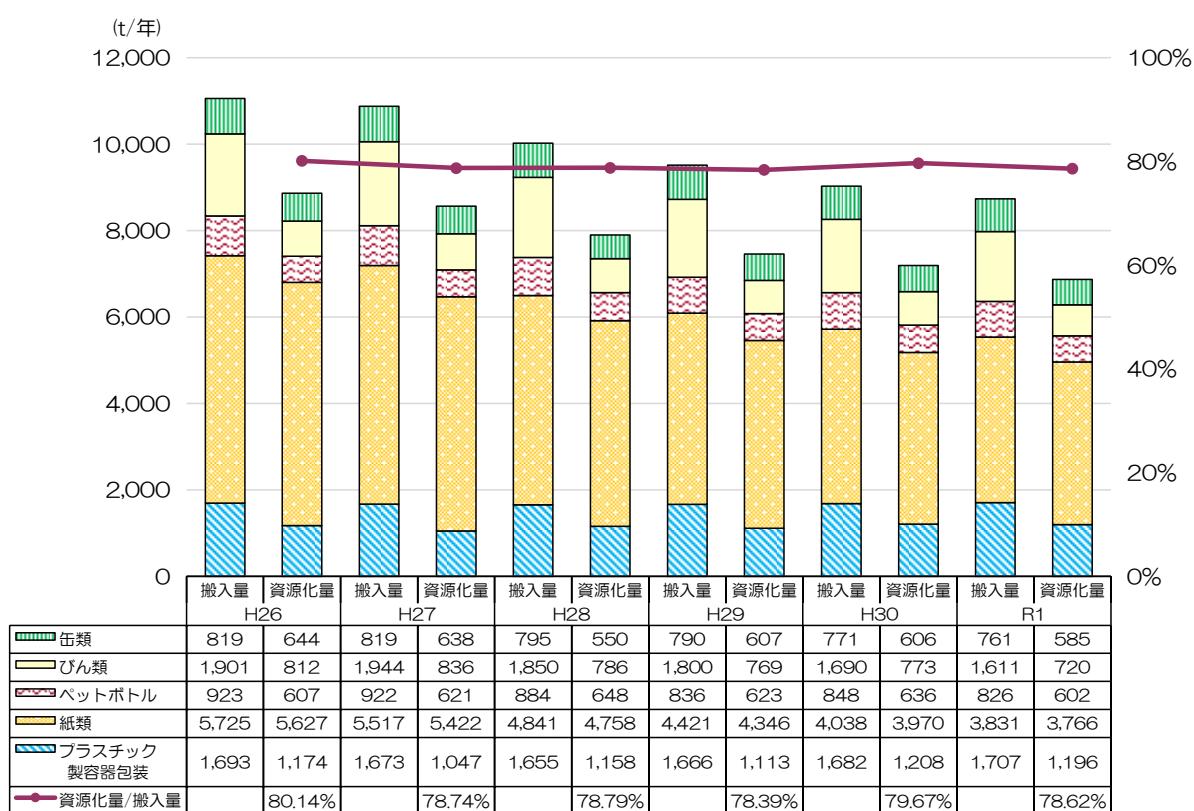


図 2-14 資源物搬入量と資源化量

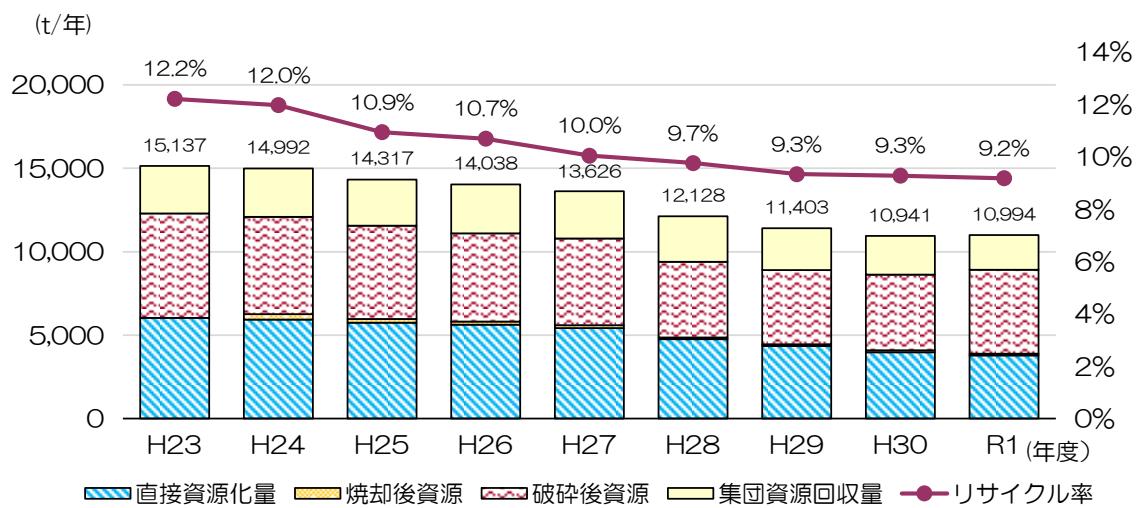
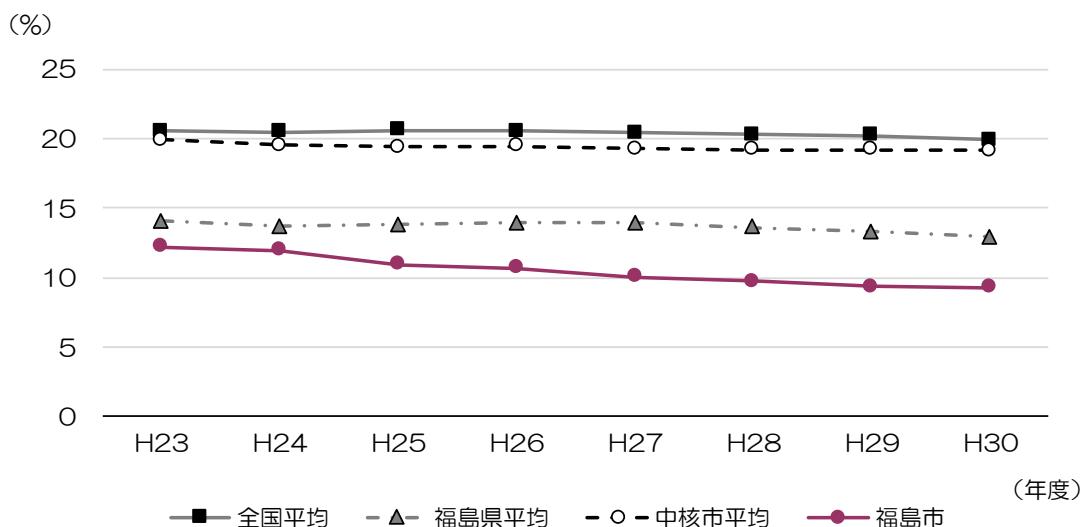


図 2-15 リサイクル率の推移



資料：平成 23～30 年度環境省一般廃棄物処理実態調査

図 2-16 リサイクル率の比較

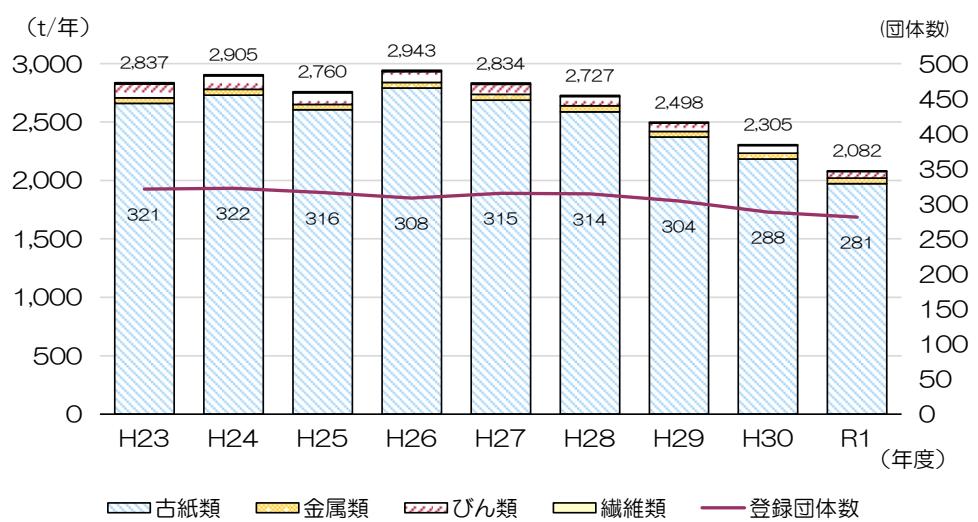


図 2-17 集団資源回収量の推移

## (8) 指定廃棄物等

「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号。) (以下「特措法」という。) に規定されている、特定一般廃棄物（焼却工場から排出される、焼却灰など）については、事故由来放射性物質の濃度の測定を行い、8,000Bq/kg を超える分は、指定廃棄物として環境省から指定を受けています。

## 8. ごみ処理経費の実績

ごみ処理経費を図 2-18 に示します。

ごみ処理について施設の減価償却を含めて原価計算を行うと、令和元年度では約 38 億円、1 t 当たり 32,264 円、市民 1 人当たりの経費は 13,699 円となっています。

処理経費は、平成 27 年度までは、37 億円前後で推移していますが、平成 28 年度には約 40 億円まで増加しました。1 人当たりの処理経費は、概ね 13,000 円から 14,000 円で推移していますが、1 t 当たりの処理経費は、平成 27 年度以降増加傾向にあります。

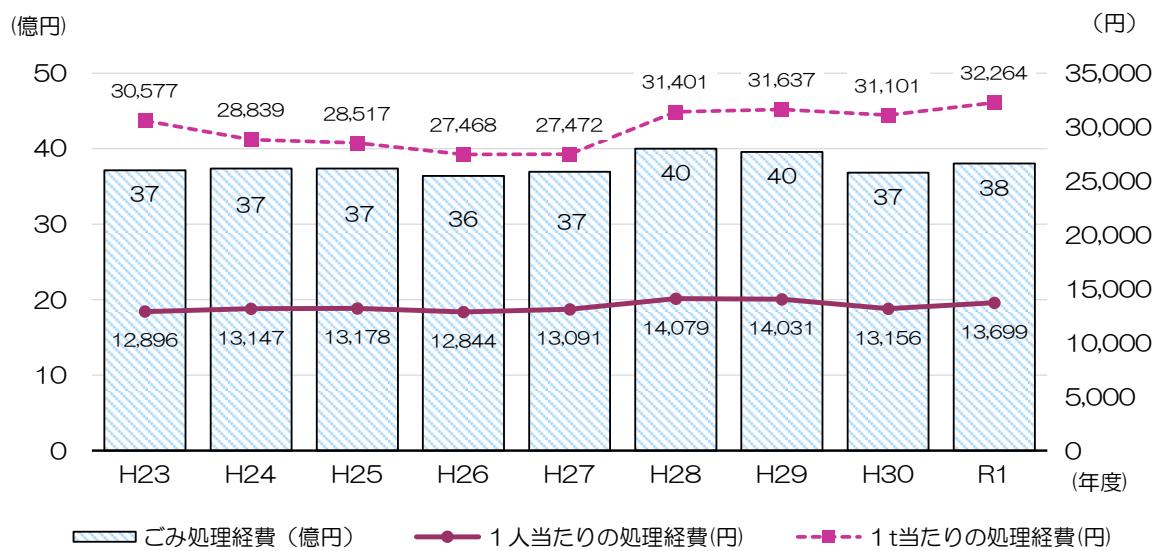


図 2-18 ごみ処理経費の実績

## 第2節 現計画の実施状況

### 1. 施策の実施状況

現計画に基づき、ごみの減量化、資源化を進めるため、市民意向調査などに基づく組織・体制の強化、生活系ごみの有料化制度の導入の検討などの減量化、資源化システムの整備の推進、イベント、出前講座等による意識の啓発、集団資源回収等の減量化、資源化活動に対する支援策等を実施してきました。

特に、平成31年以降、「ごみ減量大作戦」～チャレンジごみ減量20%～と称し、生ごみの水切り、食品ロスの削減、分別の徹底、たい肥化の徹底によるごみ減量化、資源化施策を重点的に展開しています。地区座談会や小中学校への出前講座、市内各大学の学園祭・各種イベントでのPR活動、ごみ分別無料アプリ「さんあ～る」の運用開始など幅広い世代へのごみ減量意識の啓発を実施してきました。

### 2. 目標値と実績の比較

現計画の目標値と実績の比較を表2-15及び図2-19に示します。

現計画の目標達成は難しく、目標達成には、ごみ総排出量は28,311tの削減、1人1日当たりのごみ排出量は291gの削減、リサイクル率は16.8%の増加、最終処分量は7,860tの削減が必要です。

表2-15 現計画の目標値と実績の比較

項目		実績	現計画目標	目標達成までの削減量
		R1	R2	
ごみ総排出量	t/年	119,911	91,600	▲28,311
1人1日当たりごみ総排出量	g/人日	1,181	890	▲291
リサイクル率	%	9.2	26.0	16.8
最終処分量	t/年	16,860	9,000	▲7,860



図2-19 ごみ総排出量の現計画の目標値と実績の比較

## 第3節 ごみ処理の課題

### 1. ごみの減量化、資源化

生活系可燃ごみの組成分析では、生ごみ、紙類、草枝類の割合が多くなっています。

生ごみは、食品ロスの削減と水切りによる減量化が求められます。紙類には、リサイクル可能な紙類が40%近く含まれており、分別の徹底が求められます。草枝類は、乾燥による減量化、チップ化などによる資源化が求められます。

事業系可燃ごみの組成分析では、生活系可燃ごみと同様に、生ごみ、紙類、草枝類が多くなっています。事業者が自らの責任で、生ごみ、紙類、草枝類の資源化を進めることができます。

このような状況から、これまで以上に、あらゆる媒体を活用した意識の啓発に努めるはもちろんのこと、新たな資源化ルートの開拓や資源物の分別品目の拡大など、ごみの減量化、資源化に直接結び付く施策が求められています。

### 2. 収集・運搬

迅速かつ適正に処理するため、より効率的な収集・運搬が求められています。さらに、安全なごみ収集・運搬を継続するため、適正な排出について、市民への意識啓発・指導の徹底が必要です。

また、ふれあい訪問収集については、高齢者社会の進行に伴い需要が増えていることから、事業の継続が求められています。

### 3. 中間処理

焼却工場については、東日本大震災の経験を踏まえ、一時期に大量のごみが集中して発生しても対応可能となるよう、現在の2工場体制の維持が必要と考えます。

また、中間処理に伴う環境負荷を可能な限り低減するよう、処理施設の適正な維持管理、整備等の継続が必要です。さらに、あぶくまクリーンセンターは、供用開始から30年以上が経過し老朽化が進んでいることから、現在、建替えに向けて、施設整備計画を策定しています。

資源化工場については、精度の高い資源物の選別ができ、資源化等の向上につながるよう環境保全に配慮した適正な維持管理を継続していくとともに、計画的に改良等をしていく必要があります。

### 4. 最終処分

金沢第二埋立処分場については、残余容量がひっ迫していることから、現在、新しい最終処分場を整備しております。

しかし、新しい最終処分場の埋立容量にも限りがあることから、ごみの減量化、資源化に取り組むとともに、焼却、破碎等の中間処理で生じる処理残さの資源化を検討し、施設の延命化を図る必要があります。

## 5. 処理経費

ごみ処理経費は、平成 23 年度は人口 1 人当たり 12,896 円でしたが、令和元年度では 13,699 円と増加しています。また、1 t 当たりの処理経費も同様に平成 23 年度の 30,577 円から令和元年度は 32,264 円に増加しており、これまで以上に合理的、経済的なごみ処理のあり方を検討する必要があります。

また、既存の施設の延命化を図るとともに、新たな施設整備にあたっては、過大とならない施設規模の検討や、効果的な設備の選定を行い、費用対効果の高い施設とする必要があります。さらに、建設費及び運営管理費を含めた全体的な費用の縮減を図るため、PFI 方式等の導入などについて検討する必要があります。

## 6. 適正処理困難物

排出されるごみの中には、有害な物質を含んでいるものや適正に処理することが困難なものなどが多くないことから、適正処理困難物として指定するとともに、排出状況（種類、排出量、排出先、処理ルート等）を把握する必要があります。また、市民、事業者へ排出方法を周知徹底することが必要です。

## 7. 不法投棄対策

本市不法投棄監視員によるパトロールや、不法投棄事案等に関する通報への迅速な対応により、不適正排出や不法投棄の未然防止と早期の発見に努めています。

不法投棄は、地域の生活環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、適正処理を阻害する要因となることから、各種団体や地域住民との連携を図った不法投棄監視や適切な対処が求められます。

## 8. 災害廃棄物等対策

災害廃棄物は、市町村等が管轄区域内で処理するという「自区内処理の原則」では処分できないほどの量、品目が発生することがあります。そのため、平成 23 年に発生した東日本大震災による大量の災害廃棄物は、市域を越え他自治体と連携し、リサイクル可能な民間中間処理業者において処理してきました。また、令和元年台風第 19 号により発生した災害廃棄物についても同様に対応しているところです。

今後、大規模災害時に発生する「災害廃棄物」について、迅速かつ適切な処理を行うために必要な、応急対策、復旧・復興対策などをまとめた災害廃棄物処理計画の策定が必要です。

## 9. 感染症の流行時への対応

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症の流行時においては、使用済みマスクや手袋等の廃棄物を通じた感染拡大を防止するための対策や、市民生活に不可欠な一般廃棄物の処理について、安定的に継続するための体制整備を検討する必要があります。

## 第4節 ごみ処理行政の動向

### 1. 国の目標

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）の中で一般廃棄物の数値目標を定めています。また、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第15条第1項に基づいて定めた「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）の中で数値目標を示しています。

#### （1）廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月21日環境省告示第7号）

廃棄物処理法の基本方針では、循環型社会への転換をさらに進めていくため、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては、不法投棄・不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮し、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、循環的な利用が行われないものについては、適正処分することとしています。

本基本方針は、令和2年度を目標年度としておりましたが、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないことから令和2年度の改定は行われませんでした。

令和3年度以降については、循環基本法に基づく第四次循環基本計画の目標を参考に施策を進めていくこととしています。

表 2-16 廃棄物処理法の基本方針の数値目標（参考）

指 標	数値目標（参考）
ごみ排出量	平成24年度と比較し、令和2年度において約12%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	500g/人/日
再生利用率	平成24年度と比較し、令和2年度において6ポイント増加の約27%
最終処分量	平成24年度と比較し、令和2年度において約14%削減

※令和3年度以降の廃棄物処理法の基本方針については示されていない。

## (2) 第四次循環基本計画（平成30年6月19日閣議決定）

第四次循環基本計画では、循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視しつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、数値目標、各主体の連携や期待される役割、国が実施すべき取組など、国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策が示されています。

表 2-17 第四次循環基本計画の数値目標

指 標	数値目標
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日 (参考：平成28年度と比較し、令和7年度において約8%削減)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量*	約440g/人/日 (参考：平成28年度と比較し、令和7年度において約13%削減)
事業系ごみ排出量	約1,100万t (参考：平成28年度と比較し、令和7年度において約15%削減)
一般廃棄物の最終処分量	約320万t (参考：平成24年度と比較し、令和7年度において約32%削減)
家庭系食品ロス量	2030年度目標：2000年度（433万t※暫定値）の半減
事業系食品ロス量	食品リサイクル法の基本方針で目標を設定

\*家庭系ごみ排出量は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、その他のごみの合計であり、資源物や集団回収量は含まない。

## 2. 福島県の目標

福島県は、平成26年度に「福島県廃棄物処理計画」を策定し、地球温暖化対策にも配慮して循環型社会形成の取組を強化していくという基本的な考え方の下、東日本大震災以降の廃棄物処理の現況等を反映させつつ、廃棄物の排出抑制等による減量と適正処理を推進してきました。

「循環型社会の形成～持続可能な社会の実現のために」を目標に掲げ、令和2年度までに達成すべき数値目標（以下「県の目標」という。）を設定しました。

令和3年度以降の計画については、現在策定しているところです。

表 2-18 県の数値目標

項目	目標
1人1日当たり ごみ排出量	令和2年度において 935g/人/日以下 (平成22年度比5%削減)
リサイクル率	令和2年度において 21%以上 (平成22年度比6.8ポイント増加)
1日当たりの 最終処分量	令和2年度において 200t/日以下 (平成22年度比20%削減)

## 第5節 基本理念と基本方針

ごみ排出量が全国的に見て多いことから、より一層の発生抑制を進めるとともに、分別収集による資源物の徹底した回収、焼却・処理施設の適正な維持管理や老朽化による整備、自然災害にかかる災害廃棄物処理の体制、不法投棄対策など、廃棄物の発生から最終処分に至るまで、適正に資源が循環する仕組みによって、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

各種施策の展開にあたっては、SDGs<sup>※4</sup>の考え方を取り入れながら、令和12年のゴールを見据え、ごみ処理の側面から様々な課題への対応を図ります。

【関連するSDGsのゴール】



### 基本理念：「持続可能な循環型社会の構築」

#### 基本方針1 環境にやさしいライフスタイルへの転換

これまでの消費生活を見直し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取り組みを積極的に進めるとともに、これらの取り組み後に発生する資源化可能なごみについては、分別の徹底や多様な資源回収ルートの構築などより、更なる再生利用（リサイクル）の取り組みを進めることで、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図ります。

#### 基本方針2 安定的・効率的な適正処理の推進

やむを得ず排出されるごみについては、効率的な収集・運搬に努め、焼却・資源化等の適正な中間処理を継続することで、最終処分量の削減を図るとともに、焼却により発生する余熱を積極的に利用し熱回収に努めることで、温室効果ガス排出量の削減など環境負荷の低減に努めます。

また、施設の整備にあたっては、安定的かつ衛生的に処理ができるよう整備することはもちろんのこと、環境負荷の低減に配慮するとともに、施設規模の適正化による経費縮減に努めます。

#### 基本方針3 パートナーシップの活性化

循環型社会の構築には、市民、事業者、市の共創が不可欠です。そこで、ごみ問題に関する意識改革を促すため、それぞれの立場で主体的に取り組めるよう役割を明確にし、相互に連携しながら、パートナーシップの活性化を図ります。

※4 Sustainable Development Goals の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で決められた国際社会共通の目標のこと。

## 【コラム2】SDGs とは？

「持続可能な開発目標」SDGs (Sustainable Development Goals) とは、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くため、2015年に国連の加盟国が合意した世界共通の目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画では、一般廃棄物処理の側面から、関連する目標の達成へ向け取り組みを進めます。



## 第6節 計画の基本目標

本市では、現計画の目標値である「1人1日当たりのごみ排出量を890g以下にする」ことを目指し、さまざまな減量化、資源化の施策に取り組んできましたが、平成23年の東日本大震災・原発事故の影響が未だ残っている現状を踏まえ、「現計画の目標を1年遅らせ、原発事故の影響がほとんどなくなると思われる令和3年度までに市民1人1日当たりのごみ排出量を890g以下にする」ことを目指し、「ごみ減量大作戦」と称して、更なる減量化、資源化施策に取り組んでいるところです。

まずは、本計画期間において、できるだけ早期に「1人1日当たりのごみ排出量を890g以下」を達成することを目標とし、生活系ごみ、事業系ごみの目標を定め、各種施策に取り組むこととし、令和3年度の1人1日当たりのごみ排出量の目標が達成できなかった場合には、ごみ処理有料化の導入を検討することとします。

なお、目標値については、「1人1日当たりのごみ排出量890g以下」を達成した場合の排出量から算出しています。

### 1. 1人1日当たりの生活系ごみの目標

1人1日当たりの生活系ごみの目標は、資源物、集団資源回収量を除いた可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計量とし、排出抑制・資源化推進対策を実施することにより、令和元年度の770gから、令和7年度までに530g以下にすることを目標とします。

生活系ごみは、今までの取り組みの効果により、減少傾向を示していますが、目標達成のためには新しい取り組みにより、さらに削減が必要となります。

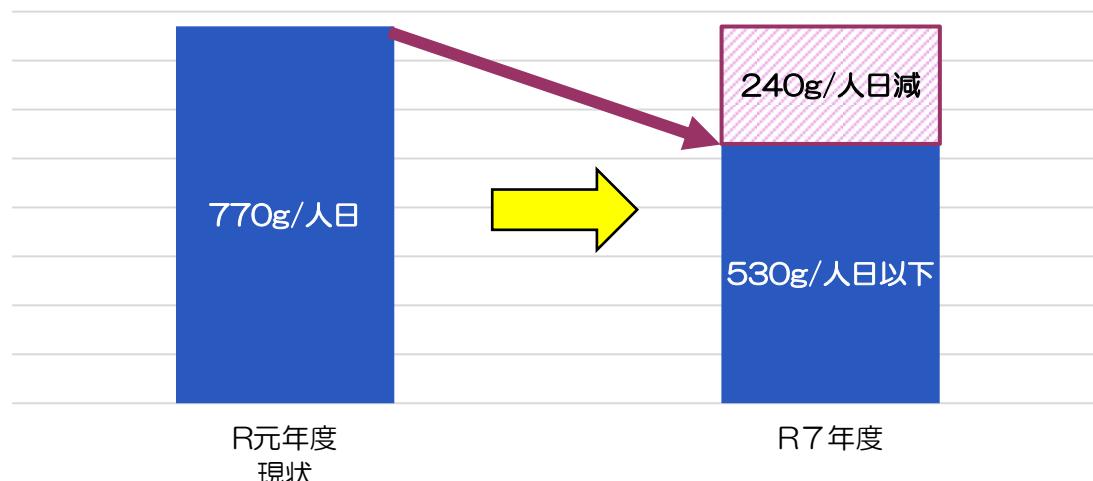


図 2-20 1人1日当たりの生活系ごみの目標

## 2. 事業系ごみの目標

事業系ごみ量は、排出抑制・資源化推進対策を実施することにより、令和元年度の30,926tから令和7年度までに約20%削減し24,200t以下にすることを目標とします。

事業系ごみは、今までの取り組みの効果により、減少傾向を示していますが、目標達成のためには、新しい取り組みによりさらに削減が必要となります。

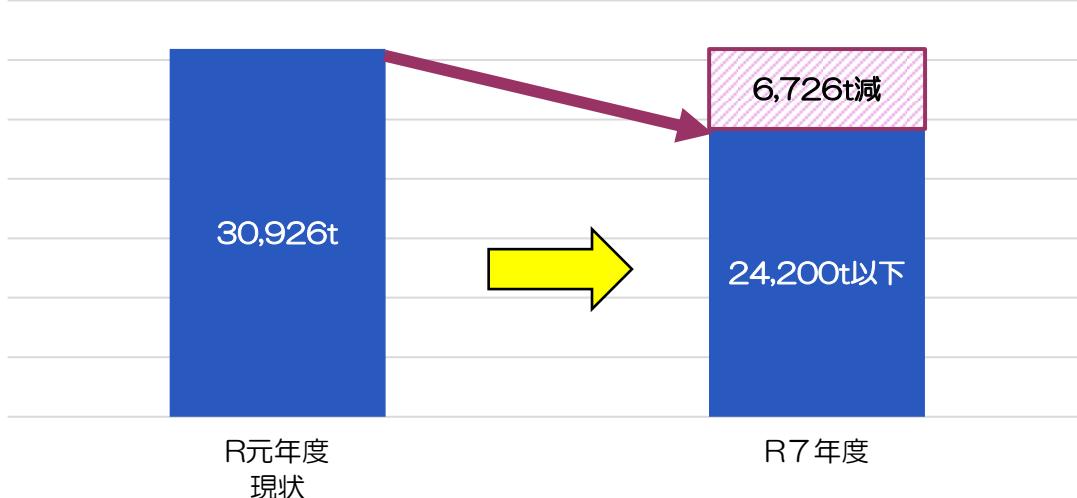


図 2-21 事業系ごみの目標

## 3. 最終処分量の目標

最終処分量は、ごみ総排出量の減量及び資源物の分別徹底などにより、令和元年度の16,860tから令和7年度までに13,300t以下にすることを目標とします。

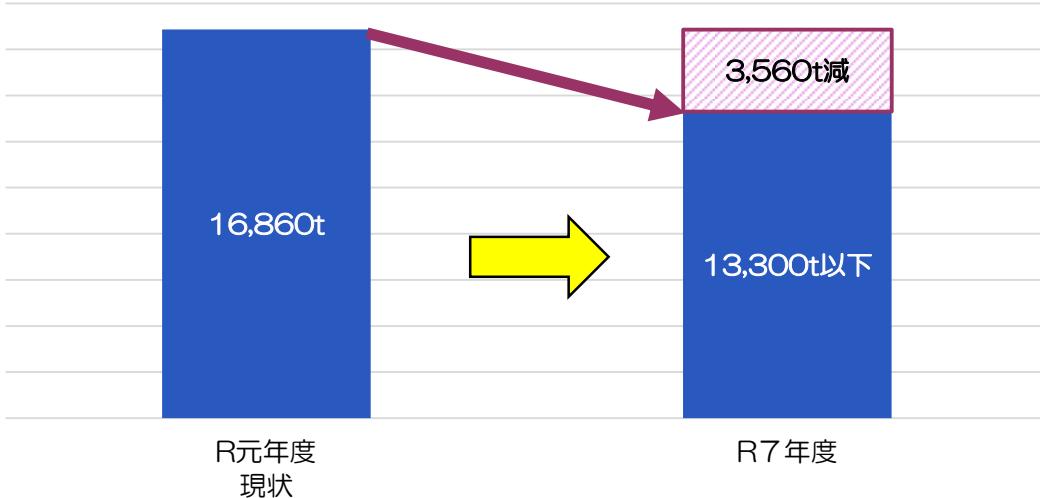
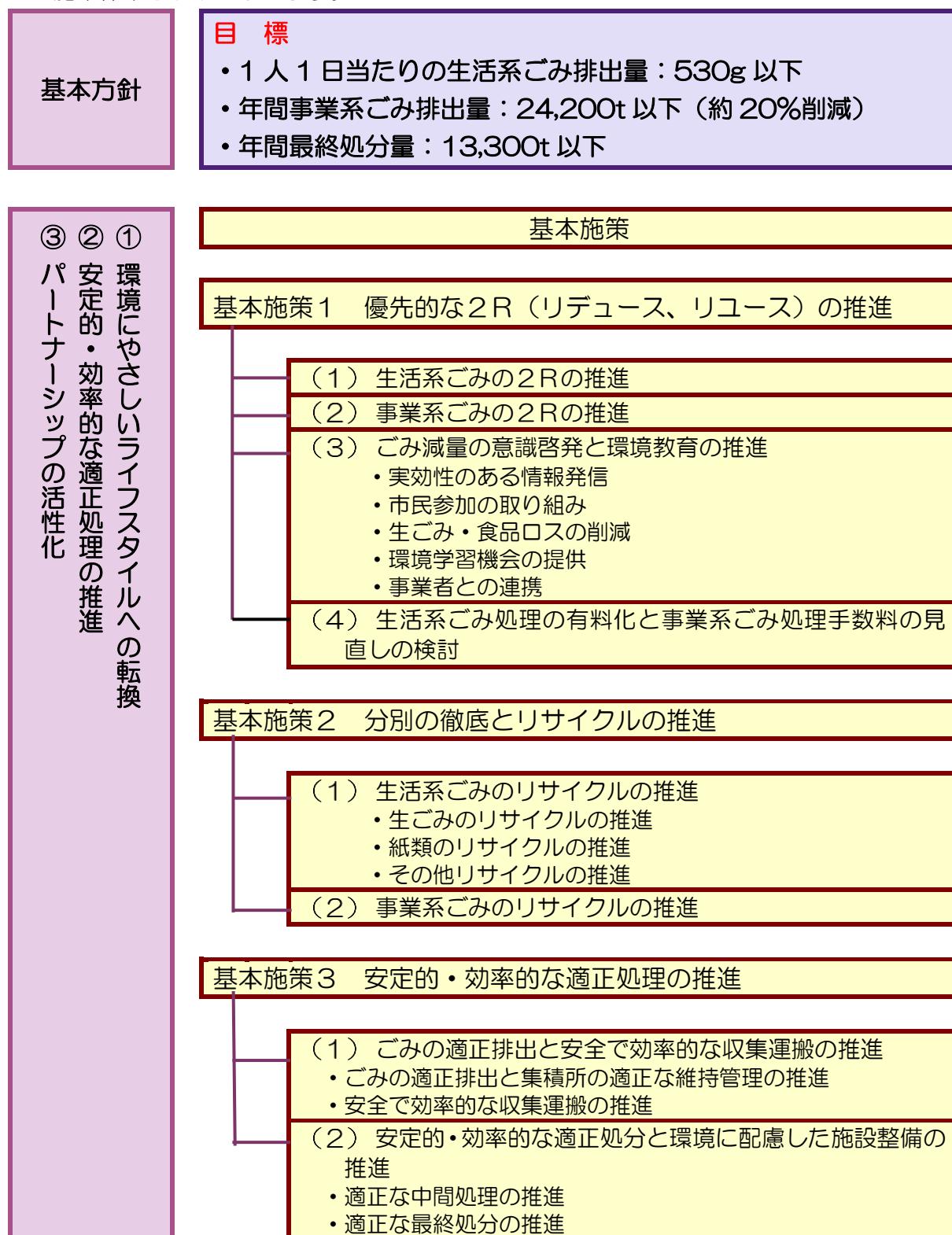


図 2-22 最終処分量の目標

## 第7節 施策体系

施策体系を以下に示します。



## 第8節 目標達成へ向けた施策

### 1. 目標達成へ向けた具体的施策

#### 基本施策1 優先的な2R（リデュース、リユース）の推進

##### （1）生活系ごみの2Rの推進

- ① 市内のごみ排出の現状をより詳細に分析し新たなごみ減量施策を実施するため、ICTを活用した市内地区別ごみ排出量調査及び地区別組成分析について、調査検討します。
- ② 家庭で余っている食品を地域のイベントなどに持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設等に寄付する「フードドライブ」活動について調査検討します。
- ③ 地域での循環型社会構築のため、リサイクルプラザでの再生品の市民への提供事業、不用品交換制度の広報に努め利用拡大を図るとともに、子ども服のリユースなど、新たなりユース事業について調査検討します。
- ④ 絵本などリユース可能な本について、リサイクルショップ・古本屋等の利用を推進するほか、イベント回収などを実施します。
- ⑤ 陶器・ガラスなど家庭用食器類のリユース事業について調査検討します。

##### （2）事業系ごみの2Rの推進

- ① 飲食店での食べ残し削減キャンペーン「おいしい食べきり！2020運動」など、事業者と連携したごみ減量化、資源化に関する広報を強化します。
- ② 県と連携し、「もったいない！食べ残しぜロ推進運動」や「食べ残しぜロ協力店・事業所」認定等を推進します。
- ③ 市が率先してペーパーレスに取り組み、事業者に対する紙類減量化の啓発に努めます。
- ④ ごみの減量を進めるためには製造段階からの対策が必要なことから、国や関係業界などに対し拡大生産者責任<sup>※5</sup>の徹底を要望します。
- ⑤ 一定規模以上の事業用大規模建築物の所有者や多量排出事業者に対する、ごみ減量推進計画書の提出等の義務付けについて調査検討します。
- ⑥ 事業者独自の取り組みを促すため、優良事業者を評価する仕組みを検討します。

※5 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。製品の生産を最もよく管理・制御できる事業者（製造事業者）は、市民や小売業者、流通事業者などと協力して、生産活動、消費活動を通して発生する廃棄物を回収し、再利用、再生利用する仕組みを作ることが求められている。

### (3) ごみ減量の意識啓発と環境教育の推進

#### 実効性のある情報発信

- ① ごみ排出の現状に理解を深めてもらうため、直近のごみ排出量や月別1人1日当たりのごみ排出量推移などのリアルタイム情報を市ホームページ、SNS等により積極的に発信します。
- ② これまでの広報紙等での広報に加え、SNSや啓発動画配信等を積極的に行うとともに、市主催イベントや各大学の学園祭等各種イベントでの広報活動等に努めます。

#### 市民参加の取り組み

- ③ 令和2年7月1日からのレジ袋有料化を含め、引き続きエコバックの使用等について推進します。
- ④ 市ホームページ等を活用し、ごみの減量化・資源化のアイデアや日ごろの取り組み等を募集し、市民への事例紹介やアイデアを活かした施策を実施します。
- ⑤ プラスチック類のごみ削減のため、マイボトルの利用を推進します。
- ⑥ ごみ減量化、資源化モニター世帯を募集し、実際にごみの減量化、資源化に一定期間取り組んでいただいた結果を市ホームページ等で紹介します。

#### 生ごみ・食品ロスの削減

- ⑦ 生ごみの約8割は水分であることから、広報紙、SNS等を活用して水切りの徹底を呼び掛けるとともに、各種イベント等での普及啓発に取り組みます。
- ⑧ 各家庭における食品ロスの実態を把握するため、手付かずまたは食べ残しで食品を廃棄した場合、その種類、量、廃棄理由などを記録する「食品ロスダイアリー市民モニター」を募集します。
- ⑨ 食品ロスが発生しない無駄のない買い方、上手な収納、エコレシピ（通常捨てられる野菜の皮や芯、作りすぎた料理などを使い、手軽に美味しい料理に変身させる料理方法）などの広報を行います。

#### 環境学習機会の提供

- ⑩ 市政出前講座、小中学校での出前講座を引き続き実施するとともに、受講者アンケートを実施し講座内容の充実に努めます。
- ⑪ 地球温暖化対策として、各家庭でできる省エネ、省資源の取り組みを実践していただくため、実習を中心とした「もったいない学習会」を開催します。
- ⑫ 小学4年生に配付の副読本「わたしたちの福島～福島市のかんきょう～」を活用した環境教育を行います。

### 事業者との連携

- ⑬ より多くの販売店に簡易・適正包装の拡大を要請し、製品の適正包装を推進します。
- ⑭ 事業者を通じて、従業員等へのごみ減量化・資源化に関する啓発に取り組みます。

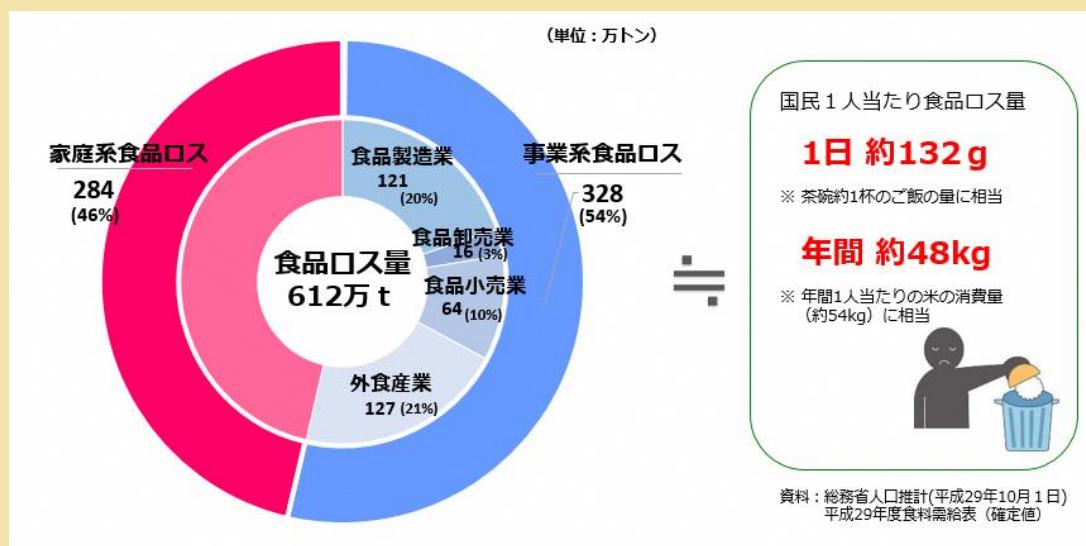
#### (4) 生活系ごみ処理の有料化と事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

- ① 生活系ごみの減量化、資源化と排出量に応じた負担の公平性、ごみ問題に対する意識の向上を図るため、令和3年度のごみ排出量実績を踏まえて、ごみ処理有料化の導入について検討します。
- ② ごみの減量化、資源化を誘導するため、事業系ごみ処理手数料の見直しを検討します。

### 【コラム3】食品ロスとは？

食品ロスとは、本来食べられるのに廃棄されてしまう食品のことです。日本では、年間 2,550 万トンの食品廃棄物等が排出されており、このうち食品ロスは 612 万トンもあります。1 人当たりに換算すると、毎日お茶碗一杯分のご飯が捨てられていることになります。

食品ロスを減らすためには、市民一人ひとりの意識が大切です。買い物時は買はずい、料理する時は食べられる分だけ作る、保存方法を工夫するなど日々の生活の中で心がけてみましょう。



出典：農林水産省HP「食品ロスとは」

## 基本施策2 分別の徹底とリサイクルの推進

### (1) 生活系ごみのリサイクルの推進

- ① 古着・草枝類など新たな分別収集品目の拡大について調査検討します。
- ② 広報紙やSNS等を活用して、分別品目・排出方法等の広報・周知に努めます。
- ③ ごみ分別無料アプリ「さんあ～る」の更なる普及と、お知らせ機能を活用した広報活動を積極的に行います。
- ④ スーパーマーケット等での資源物の店頭回収利用促進のため、事業者と連携し、広報・周知に努めます。
- ⑤ 集団資源回収実施団体に対する回収量に応じた報奨金交付制度を継続するとともに、更なる広報等により登録団体増加に努めます。
- ⑥ グリーン購入<sup>※6</sup>運動を推進します。

### 生ごみのリサイクルの推進

- ⑦ 生ごみ処理容器購入費助成を継続するとともに、生ごみ処理容器販売店舗で助成制度の広報を行うなど、普及啓発に努めます。
- ⑧ 初心者でも挑戦しやすいダンボールコンポスト等の普及啓発に努めます。

### 紙類のリサイクルの推進

- ⑨ 紙類の更なる資源化を推進するため、新たに「雑がみ」の分別収集を行います。
- ⑩ 可燃ごみとして出されている紙類のうち、約4割がリサイクル可能な紙類であることから、引き続き分別徹底するよう広報に努めます。

### その他リサイクルの推進

- ⑪ プラスチック類の分別徹底を図るため、汚れの落ちないものを除いて、マークのあるものは「ペットボトル」として出す、マークのあるものは「プラスチック製容器包装」として出すなど具体的な分別方法について広報します。
- ⑫ 製品プラスチック（マークのないプラスチック素材だけでできているかたいプラスチック製品）の資源化に向け調査検討します。
- ⑬ 家庭から出る剪定枝等を粉碎し、たい肥の原材料や雑草防止剤等として使用する「家庭用剪定枝粉碎機」の購入費補助または貸与等について調査検討します。
- ⑭ 使用済小型家電リサイクルの広報に努め、イベント回収等を積極的に行います。

<sup>※6</sup> 製品やサービスを購入する際に、必要性を考慮し、環境への負荷が少ないものを優先して購入すること。

## (2) 事業系ごみのリサイクルの推進

- ① 事業者のごみ排出ルールの広報・周知に努めます。
- ② 資源化可能な紙類等の分別排出を推進します。
- ③ 資源化可能な品目の拡充に向け調査します。
- ④ 市が率先して紙類等のリサイクルに取り組み、事業者への紙類の資源化の啓発に努めます。
- ⑤ 学校・公園・市道等から出る草枝類（剪定枝・落葉・雑草等）をチップ化、たい肥化し再利用するなど、地域で資源が循環する仕組み構築に向け調査検討します。

### 基本施策3 安定的・効率的な適正処理の推進

#### (1) ごみの適正排出と安全で効率的な収集運搬の推進

##### ごみの適正排出と集積所の適正な維持管理の推進

- ① ごみの適正な排出方法について、広報紙・市ホームページ等で適正なごみ排出方法を広報するとともに、不適正な排出については指導を強化します。
  - ア. ごみ出し3原則（収集日の朝8時30分までに、決められたごみ集積所に、きちんと分別して）を徹底します。
  - イ. 分別せずに排出されたごみは集積所に残置するなどの指導を強化します。
  - ウ. 不適正排出防止のため、早朝・夜間パトロール等を行います。
- ② ごみ集積所の適正な維持管理を推進します。
  - ア. ごみ散乱防止ネット購入費助成制度やごみ集積所設置費助成制度を継続します。
  - イ. ごみ集積所の管理が行き届いている町内会等を市ホームページ等で紹介するなどにより、普及啓発に努めます。
  - ウ. ICTを活用したごみ集積所管理システムについて調査検討します。
- ③ 事業系ごみの適正排出を推進します。
  - ア. 事業者に対し、許可業者による収集または直接搬入により適正に処理するよう広報・指導等を実施します。
  - イ. 中間処理施設での搬入ごみ検査などにより分別を徹底します。
  - ウ. 一般廃棄物収集運搬業許可業者については、本市の区域内におけるごみ排出量の推移、現行の許可業者の収集運搬能力や業務実績等を考慮したうえで、市が必要と認めた場合に許可するものとします。
- ④ 不法投棄監視員による地区内巡回等を継続し、地域と連携し不法投棄監視と撤去の取り組み拡大を目指します。
- ⑤ 適正処理困難物の排出状況（種類、排出量、排出先、処理ルート等）把握に努め、関係団体と連携し適正処理を推進します。
- ⑥ 在宅治療で使用した医療廃棄物のうち、使用済み注射器や注射針などの感染性を有する恐れのあるものは、ごみ集積所ではなく、医療機関・薬局へ返却するよう市民へ周知し、不適正排出防止に努めます。

##### 安全で効率的な収集運搬の推進

- ⑦ 収集品目を拡大した場合には、必要な車両等の条件が変わることも考えられることから、収集ルートの見直しなど、効率的な収集体制構築に努めます。
- ⑧ ICTを活用した収集状況確認システム等の調査検討を行い、収集運搬業務の効率化を図ります。
- ⑨ より効率的な粗大ごみ申込システムについて調査検討します。

- ⑩ ごみの直接搬入の事前予約制等を検討します。
- ⑪ ごみを集積所に出すことが困難な一定の条件を満たす高齢者または障がい者の世帯に対し、ごみを戸別に収集し、併せて安否確認をすることによって、生活支援と安全安心の環境を確保するふれあい訪問収集を継続します。

## (2) 安定的・効率的な適正処分と環境に配慮した施設整備の推進

### 適正な中間処理の推進

- ① 焼却施設、資源化施設など中間処理施設の効率的な運営に努め、適正な維持管理により長寿命化を図ります。
- ② あぶくまクリーンセンター焼却工場については、再整備事業を進め、令和9年度中の供用開始を目指し計画的に施設整備を進めます。
- ③ 施設整備にあたっては、過大とならない施設規模の検討や、効率的な設備選定を行い、費用対効果の高い施設とし、建設費及び運営管理費を含めた全体的な費用縮減を図るため、PFI方式等の導入を検討します。

次期ごみ処理（熱回収）施設の概要を表 2-19に示します。

表 2-19 次期ごみ処理（熱回収）施設の概要

項目	内容
建設予定地	岡山地区・渡利地区（現あぶくまクリーンセンター敷地内）
処理システム	焼却又は溶融
施設規模	120t/日
余熱利用	ヘルシーランド福島への熱供給（継続） 更なる熱回収と電気の供給可能性（検討）
供用時期	令和9年度中

- ④ 一般廃棄物処分業許可業者については、本市の区域内におけるごみ排出量の推移や適正処理困難物等の排出状況、現行の許可業者の処分能力や業務実績を考慮したうえで、市が必要と認めた場合に許可するものとします。

### 適正な最終処分の推進

- ⑤ 最終処分場からの浸出水を排水基準等に適合し放流できるよう、浸出水処理施設の維持管理を徹底します。
- ⑥ 埋立廃棄物の搬入管理を徹底し、搬入禁止廃棄物の混入を防止します。
- ⑦ ごみの排出抑制や中間処理施設での減容化、資源化を推進し、最終処分場の延命化を図ります。

⑧ 次期最終処分場建設工事を進め、令和3年度中の供用開始を目指します。

次期一般廃棄物最終処分場の概要を表 2-20に示します。

表 2-20 次期一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容
設置場所	福島市立子山地区
埋立地面積	約 19,800 m <sup>2</sup>
埋立容量	約 246,000 m <sup>3</sup>
埋立期間	約 15 年
処分場形式	オープン型処分場
浸出水処理施設	処理能力 70m <sup>3</sup> /日 調整容量 3000m <sup>3</sup> 処理方式 カルシウム除去+生物処理+凝集沈殿 +砂ろ過+活性炭吸着+滅菌

## 2. 市民・事業者・市の役割

市民・事業者・市の役割を以下に示します。

基本理念	持続可能な循環型社会の構築
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>① エシカル消費※7などライフスタイルの転換によるリデュース・リユースの実行</li><li>② 行政回収、集団資源回収や店頭回収等あらゆるルートを活用したリサイクルの実行</li><li>③ 排出者として責任ある法令等のルールを遵守した適正なごみ排出の実行</li><li>④ 事業者、市などが行うごみ減量、資源化の取り組みへの積極的な参加</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>① 過剰包装の抑制等サプライチェーン全体におけるリデュース・リユースの実行</li><li>② 古紙・食品等の民間リサイクルルートを活用したリサイクルの実行</li><li>③ 主体的・自主的な資源循環に配慮した事業活動の展開</li><li>④ 自らの責任による法令等のルールを遵守した適正なごみ排出の実行</li></ul>
本市	<ul style="list-style-type: none"><li>① 適切な普及啓発、支援等による市民・事業者の自発的な3Rの促進</li><li>② 分別収集の推進と資源化システムの構築</li><li>③ 安定的・効率的なごみの適正処理による生活環境の保全</li><li>④ 自らも事業者として循環型社会の構築に向け3Rを率先して実行</li></ul>

※7消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、こうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。環境面では、エコ商品、リサイクル商品、資源保護等に関する認証がある商品等の選択など、環境に配慮した消費行動を行うことです。

## 【コラム4】エシカル消費とは？

エシカル消費とは、よりよい社会に向けた、人や地球環境、社会、地域に配慮した消費行動のことです。エシカル(ethical)とは、直訳すると「倫理的な、道徳的な」という意味ですが、一般的には、法的な制限はないけれども、多くの人たちが正しいと思うことを意味します。SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」にも深く関連しており、消費者一人ひとりが持続可能な社会に貢献することが重要となっています。

### ～エシカル消費の具体例～

#### ①エコ商品や認証ラベルのある製品を選ぶ



#### ②フェアトレード商品\*を選ぶ



\*発展途上国の原料や製品を適正な価格で取引された商品

#### ③地元の产品や被災地の产品を買う ④自然エネルギーの電力を選ぶ



出典：

- ・MSC 認証 <https://www.msc.org/jp/forbusinessesjp/useBluefishlabelJP/guidelineJP>
- ・FSC 認証 <https://jp.fsc.org/jp-jp/-22>
- ・国際フェアトレード認証ラベル  
[https://www.fairtrade-jp.org/about\\_fairtrade/intl\\_license.php](https://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/intl_license.php)

## 第9節 その他ごみの処理に関し必要な事項

---

### 1. 災害廃棄物に関する対策

災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理し、災害発生後の市民の生活環境の保全、公衆衛生の悪化を防止するため、災害廃棄物の適正な処理体制の確立など災害に備えた取り組みを強化する必要があります。

そのため、災害時における廃棄物の処理については、県において現在策定している福島県災害廃棄物処理計画、福島市地域防災計画及びこれまでの災害廃棄物処理の経験等を踏まえ、災害廃棄物処理計画の策定を進めます。

### 2. 感染症の流行時への対応

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症に感染した方や感染した恐れのある方が使用したマスクや手袋等をごみに出す際には、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかり縛って封をする」「ごみ袋の空気を抜いて出す」「ごみをすべてた後は手を洗う」などの感染防止対策を行うよう周知します。

一方で、一般廃棄物の処理は、市民生活を維持するために不可欠なサービスであることから、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症の流行時において、その事業を継続していくかなければなりません。よって、安定的な処理を継続するため、危機管理体制や感染防止策、事業継続に必要な人員及び物資の確保など「廃棄物処理事業継続計画」の策定を進めます。また、感染防止対策をしっかりと行ったうえで収集し、適切な処理処分を進めます。

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状

#### 1. 処理フロー

本市の生活排水の処理フローを図3-1に示します。

生活排水はし尿（トイレからくる汚水）と生活雑排水（台所・風呂場・洗面所等からくる汚水）を合わせたものです。

公共下水道や農業集落排水施設に接続、合併処理浄化槽を設置している場合は、し尿・生活雑排水は適切な処理が行われています。

一方、公共下水道や農業集落排水施設に未接続、合併処理浄化槽を設置していない場合は、単独処理浄化槽での処理やし尿汲み取りが行われています。この場合、し尿のみが処理され、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。

浄化槽から発生する汚泥やし尿の処理は、飯坂、松川、飯野地区を除く全市内は本市衛生処理場で、飯坂地区は伊達地方衛生処理組合のし尿処理施設で、松川、飯野地区は川俣方部衛生処理組合のし尿処理施設で処理を行っています。

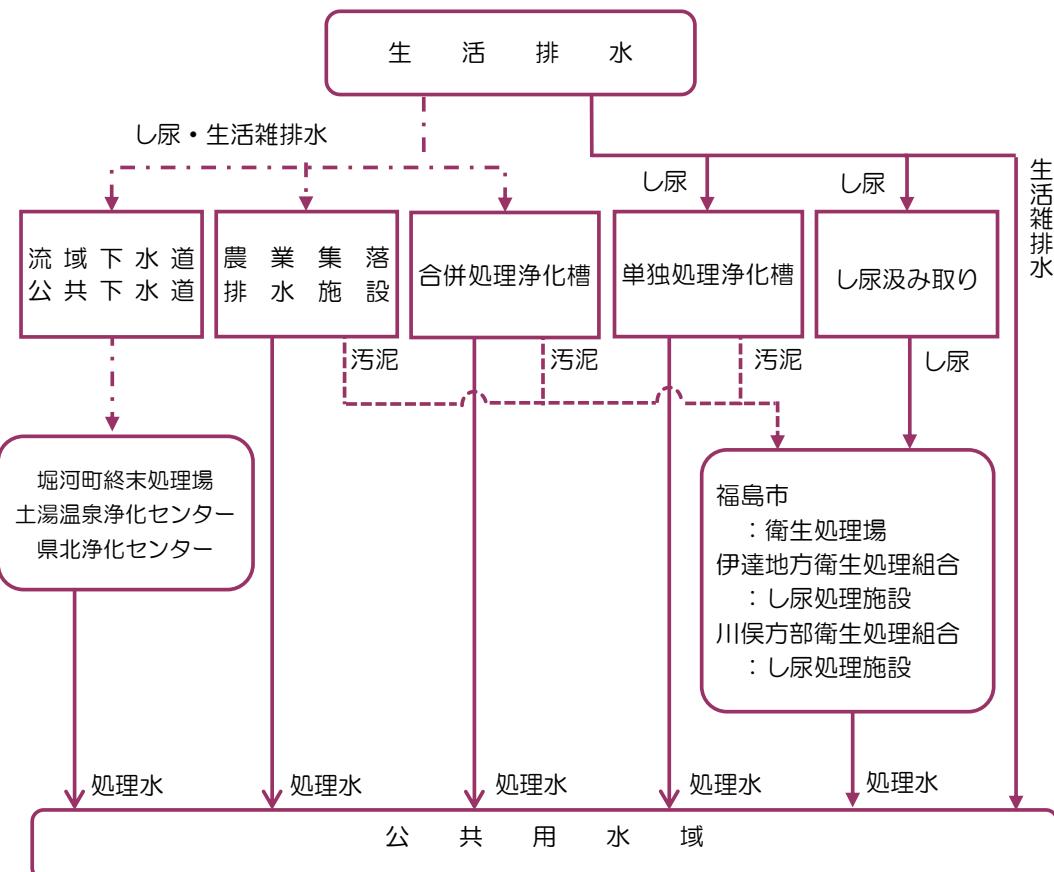


図 3-1 処理フロー

## 2. 生活排水処理の状況

生活排水処理の状況を表 3-1、図 3-2 及び図 3-3 に示します。し尿処理施設への投入量の実績を図 3-4 に示します。

令和元年度では、下水道接続人口や合併処理浄化槽人口等の生活排水処理人口が、平成 27 年度に比べ 1,590 人減少していますが、総人口が減少しているため、生活排水処理率は平成 27 年度から 1.9 ポイント増加しています。

し尿、浄化槽汚泥の収集量は、約 59,000～61,000kL で推移していますが、単独処理浄化槽人口やし尿汲み取り人口が減少し、合併処理浄化槽人口が増加していることから、浄化槽汚泥の割合が高くなっています。

表 3-1 処理形態別人口の推移

項目		年度	H27	H28	H29	H30	R1
総人口（年度末）	人	283,823	282,184	280,002	277,571	276,006	
処理形態別人口	生活排水処理人口	人	240,222	241,002	238,838	237,254	238,632
	下水道水洗化人口	人	173,827	174,204	168,310	168,425	169,101
	農業集落排水水洗化人口	人	2,127	2,091	2,049	2,006	1,976
	合併処理浄化槽人口	人	64,268	64,707	68,479	66,823	67,555
	生活排水処理率	%	84.6%	85.4%	85.3%	85.5%	86.5%
	単独処理浄化槽人口	人	26,041	24,586	26,180	25,405	22,959
	非水洗化人口	人	17,560	16,596	14,984	14,912	14,415
	し尿汲み取り人口	人	17,560	16,596	14,984	14,912	14,415
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
整備済区域内人口	下水道整備済み人口	人	184,686	184,686	184,031	183,062	183,051
	普及率	%	65.1%	65.4%	65.7%	66.0%	66.3%
	公共下水道区域内人口	人	184,350	184,373	183,752	182,796	182,788
	普及率	%	65.0%	65.3%	65.6%	65.9%	66.2%
	特定環境保全公共下水道	人	336	313	279	266	263
	普及率	%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	農業集落排水	人	2,405	2,408	2,350	2,295	2,251
	普及率	%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%
	合併処理浄化槽	人	54,714	54,621	54,856	54,721	55,428
	普及率	%	19.3%	19.4%	19.6%	19.7%	20.1%
	合計	人	241,805	241,715	241,237	240,078	240,730
	汚水処理人口普及率	%	85.2%	85.7%	86.2%	86.5%	87.2%

資料：生活排水処理人口—「清掃事業概要平成 28 年度（平成 27 年度実績）～令和 2 年度（令和元年度実績）」、生活排水処理人口のうち、合併処理浄化槽人口—「H27～R1 年度環境省一般廃棄物実態調査結果」、整備済区域内人口—「福島市の下水道」

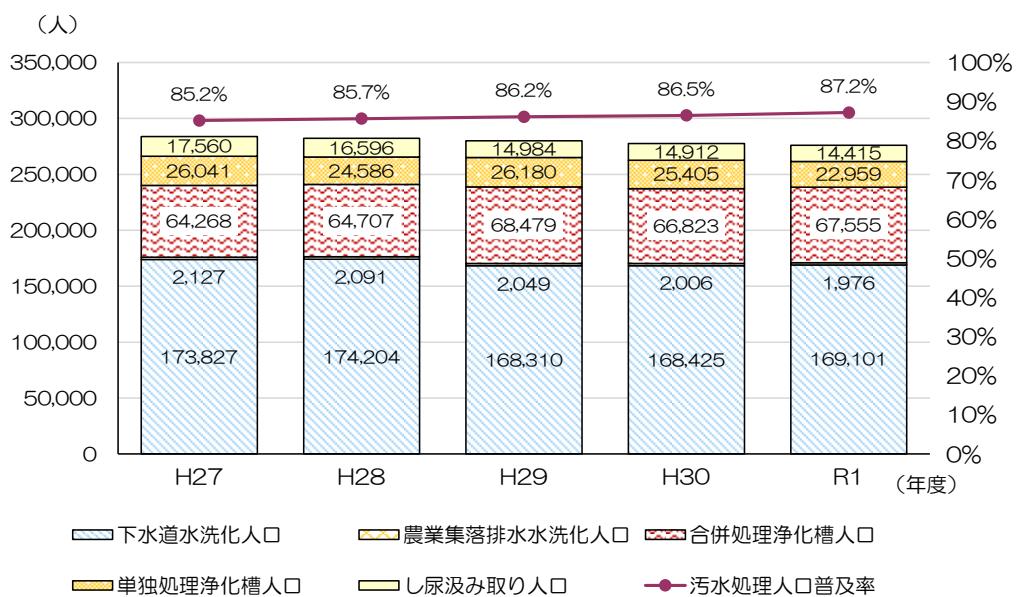


図 3-2 処理形態別人口等

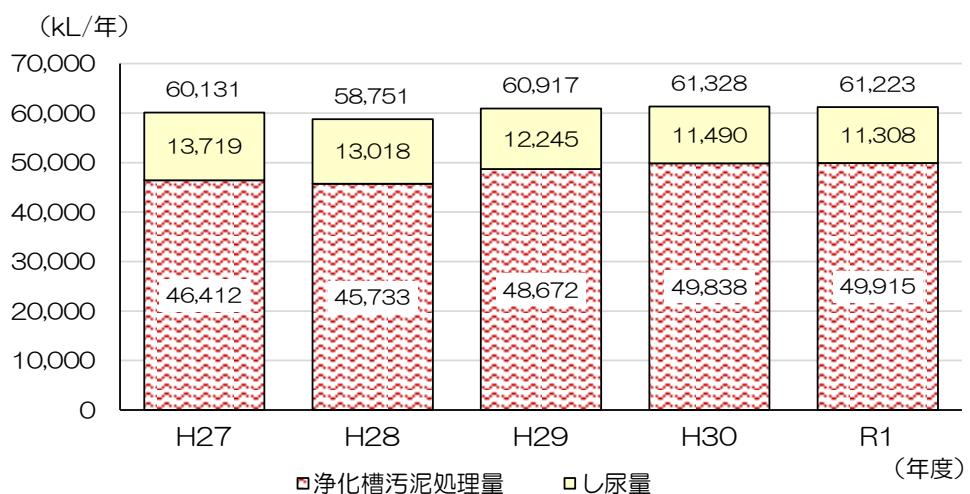


図 3-3 し尿、処理槽汚泥の収集量

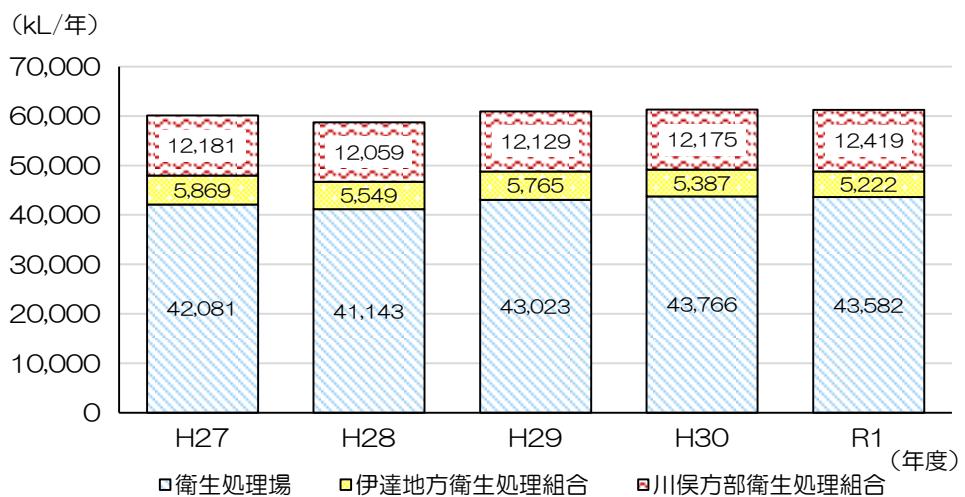


図 3-4 し尿処理施設への投入量の実績

### 3. 水環境の状況

観測所ごとの水質検査結果(BOD量)年間平均値を表3-2及び図3-5に示します。

阿武隈川の黒岩観測地点では、BODは1.4mg/L～1.8mg/Lで推移していますが、荒川の荒川橋観測地点では0.5mg/L未満で推移しており、良好な水質が続いています。

表3-2 水質検査結果(BOD量)年間平均値

河川名	観測所名	BOD年間平均値(mg/L)				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
阿武隈川	黒岩	1.5	1.4	1.4	1.4	1.8
荒川	荒川橋	0	0	0	0	0
荒川	信夫橋	0	0	0	0.5	0
摺上川	稻子沢	0.9	0	0	0	0

※「<0.5」と入力されていた場合は測定限界値未満のため0としている

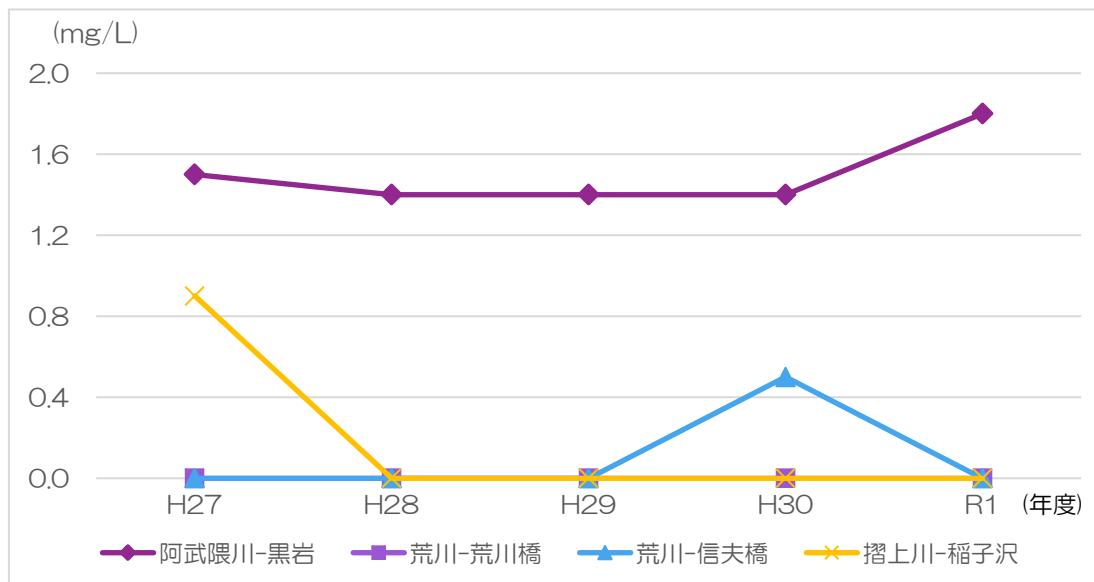


図3-5 水質検査結果(BOD量)年間平均値の推移

## 4. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体を表 3-3 に示します。

表 3-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理主体
流域下水道、公共下水道	福島県、福島市
農業集落排水施設	福島市
合併処理浄化槽	個人等
単独処理浄化槽	個人等
し尿処理施設	福島市 伊達地方衛生処理組合 川俣方部衛生処理組合

## 5. 処理施設

### (1) し尿処理施設の概要

本市のし尿や浄化槽汚泥などは、町村合併当時の事情もあり、飯坂地区は伊達地方衛生処理組合、松川、飯野地区は川俣方部衛生処理組合、飯坂、松川、飯野地区を除く全市内は本市において処理を行っています。

し尿処理施設の概要を表 3-4～表 3-6 に示します。

表 3-4 衛生処理場の概要

項目	内容
所在地	福島市堀河町 9 番 20 号
対象地域	福島市（飯坂、松川、飯野地区除く）
建設年度	昭和 37 年 2 月竣工
処理形式	・一次処理 嫌気性二段30日消化法 ・二次処理 活性汚泥法
施設規模	200kL/日

表 3-5 伊達地方衛生処理組合のし尿処理施設の概要

項目	内容
所在地	伊達郡桑折町大字伊達崎字舟場東 1-1
対象地域	福島市（飯坂地区）
処理形式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
建設年度	平成 21 年 3 月竣工
施設規模	85kL/日

表 3-6 川俣方部衛生処理組合のし尿処理施設の概要

項目	内容
所在地	伊達郡川俣町飯坂字下戸山 9-4
対象地域	福島市（松川、飯野地区）
建設年度	昭和 60 年竣工
処理形式	標準脱窒方式
施設規模	60kL/日

## (2) 公共下水道の概要

公共下水道の概要を表 3-7 に示します。

表 3-7 公共下水道（汚水・合流）の整備状況

	堀河処理区 (単独公共)	県北処理区 (流域関連公共)	土湯処理区 (特定環境保全公共)	合計
全体計画面積 (ha)	6,275	20	6,295	
事業計画面積 (ha)	4,329	20	4,349	
整備区域面積 (ha)	3,898	19	3,917	
処理区域内人口 (人)	182,788	263	183,051	
水洗化人口 (人)	168,909	192	169,101	
整備率※1	62.1%	95.0%	62.2%	
水洗化率※2	92.4%	73.0%	92.4%	

令和2年3月31日

資料：福島市下水道ビジョン

※1 整備率＝整備区域面積÷全体計画面積

※2 水洗化率＝水洗化人口÷処理区内人口

## (3) 農業集落排水施設の概要

農業集落排水施設の概要を表 3-8 に示します。

表 3-8 農業集落排水処理施設

処理区域	区分	事業区域 (ha)	計画処理人口 (人)	日平均汚水量 (m³)
山口	農業集落排水施設	213.0	2,120	572.4
小田	農業集落排水施設	98.8	1,520	410.4

## 6. 生活排水処理の課題

### (1) 生活排水の未処理放流

単独処理浄化槽やし尿汲み取りの家庭、事業所では、台所、風呂、洗濯などから排出される生活雑排水が未処理のまま公共用水域に流れるため、公共用水域の汚染が懸念されます。水環境の保全のため、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の設置が必要です。

### (2) 合併処理浄化槽の普及・促進

水環境の保全のため、合併処理浄化槽の設置する方への補助金の交付を継続し、設置を促進することが必要です。

### (3) 適正な処理の推進

本市のし尿処理は、市町村合併当時の事情もあり、飯坂地区は伊達地方衛生処理組合、松川、飯野地区は川俣方部衛生処理組合の所管となっています。近年は公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に伴い、年々汲み取り世帯数が減少してきており、今後はこれらに対応した適正なし尿処理の推進が必要です。

## 第2節 生活排水処理行政の動向

### 1. 国の目標

国では、社会資本整備重点計画法に基づき社会資本重点計画を策定しており、汚水処理人口普及率<sup>※8</sup>を令和8年度末までに約95%にすることを目標としています。

### 2. 県の目標

福島県では、生活環境の改善や公共用海域の水質保全などを図るため、平成7年に「福島県全県域下水道化構想」を策定（平成16年改定）し、各種事業を推進してきました。平成22年度には、社会経済情勢の変化や市町村合併を踏まえ、名称を「ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～」とし、計画を見直しました。

東日本大震災の影響から、見直しを見合わせていましたが、令和2年3月に、整備計画を策定可能な市町村の数値を整理しています。整理した結果、令和8年度末の汚水処理人口普及率は88.6%を予定しています。

表 3-9 汚水処理人口普及率の目標

	令和元年度末 実績	令和8年度末 予定値
福島県全体	83.7%	88.6%

資料：令和元年度 福島県汚水処理人口普及率

令和8年度予定値 福島県 都道府県構想の見直し「市町村が策定した整備計画の集計について」  
(令和2年3月)

### 3. 福島市

本市では、平成23年3月に策定された福島市環境基本計画に基づき、水質汚濁を防止するための生活排水対策として、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を計画的に推進することにより、令和2年度末の汚水処理人口普及率90%を目指してきました。

また、本市の下水道サービス等の維持・向上を目指し、下水道事業者等の汚水処理の在り方や今後の進むべき方向を明らかにするものとして策定された福島市下水道ビジョン（平成28年度～令和7年度）では、汚水処理施設の普及拡大等により、令和7年度末に汚水処理人口普及率91%を目指しています。

※8 汚水処理人口普及率とは、下水道や合併処理浄化槽等の施設が整備された地域の人口を総人口で割った割合。

#### 4. 近隣市町

本市のし尿や浄化槽汚泥などは、伊達地方衛生処理組合（伊達市、国見町、桑折町、川俣町）、川俣方部衛生処理組合（川俣町）と処理を行っており、組合を構成する各市町の令和元年度における汚水処理人口普及率を表 3-10 に示します。

本市の令和元年度末における汚水処理人口普及率は 87.2% となっており、構成市町の中で最も高くなっています。

表 3-10 近隣市町の汚水処理人口普及率

市 町	令和元年度末 実績
福島市	87.2%
伊達市	65.1%
国見町	70.3%
桑折町	79.1%
川俣町	53.8%

資料：令和元年度 福島県汚水処理人口普及率

#### 5. 関係法令

水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備に関しては様々な法律や条例が施行されており、こうした法律など順守する必要があります。

関係法令等を表 3-11 に示します。

表 3-11 関係法令等

公布年月	関係法令	
昭和 33 年 4 月	国	下水道法
昭和 45 年 12 月	国	水質汚濁防止法
昭和 45 年 12 月	国	廃棄物処理法
昭和 47 年 3 月	福島市	福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
昭和 58 年 5 月	国	浄化槽法
平成 8 年 7 月	福島県	福島県生活環境の保全等に関する条例
平成 10 年 6 月	福島市	福島市環境基本条例
平成 14 年 12 月	福島市	福島市水道水源保護条例
平成 17 年 3 月	福島県	福島県循環型社会形成に関する条例

## 第3節 生活排水処理基本計画

### 1. 基本理念と基本方針

下水道の接続や合併処理浄化槽の設置等を推進し、生活排水処理率を向上することによって、河川への環境負荷を減らし、「水資源の保全と公衆衛生の確保」を目指します。

【関連する SDGs のゴール】



#### 基本理念：「水資源の保全と公衆衛生の確保」

##### 基本方針 1

##### 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置の促進

本市は自然環境に恵まれたまちであり、阿武隈川を中心として、日本一の清流荒川や県北地方に良質な水を供給する摺上川などの河川があります。生活雑排水（台所・風呂場・洗面所等からなる汚水）を処理するため、下水道への接続、既存の単独処理浄化槽やし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進し、河川への環境負荷の削減を進めます。

##### 基本方針 2

##### 生活排水処理施設の整備と適切な維持管理

定期的な保守点検や清掃、法定検査の実施が河川への環境負荷の削減につながります。浄化機能が十分に発揮されるよう、保守点検や清掃等の実施を促進します。また、将来にわたり安定した処理を進めるため、下水道やし尿処理施設の整備や適切な維持管理を推進します。

### 2. 生活排水処理の目標

本計画の目標を表 3-12 のように設定します。

表 3-12 生活排水処理の目標

	現況 令和元年度末	目標年度 令和 7 年度末
汚水処理人口普及率	87.2%	91%以上

### 3. 生活排水処理の見込み

汚水処理人口普及率の見込みを図 3-6 に、し尿・浄化槽汚泥の収集量の見込みを図 3-7 に示します。

単独処理浄化槽やし尿汲み取りの下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換を促進することで、汚水処理人口普及率の増加が見込まれます。また、合併処理浄化槽人口の増加及びし尿汲み取り人口の減少により、処理量全体に占める浄化槽汚泥量の割合は増加しますが、公共下水道への接続が進むこと、総人口の減少が見込まれることから、収集量全体では緩やかな減少が見込まれます。

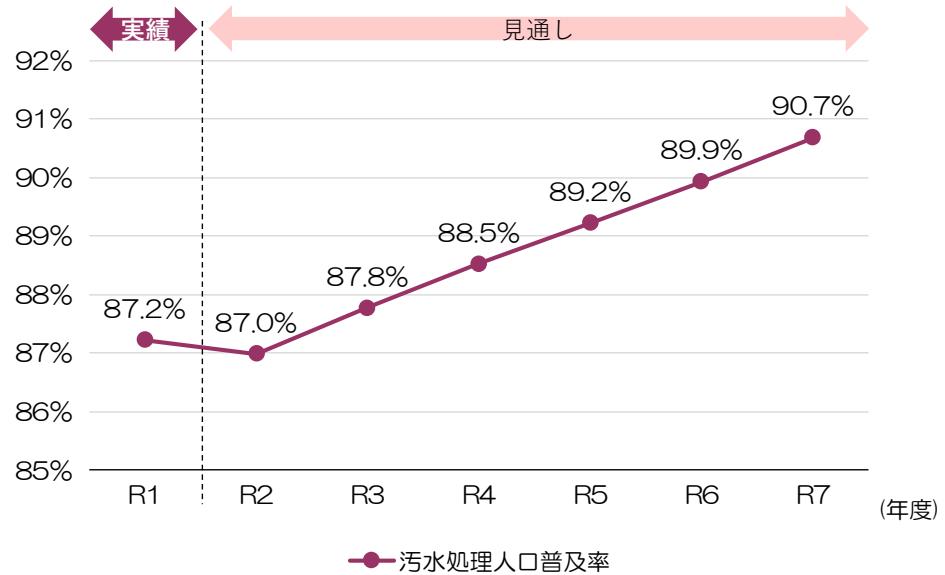


図 3-6 汚水処理人口普及率の見込み

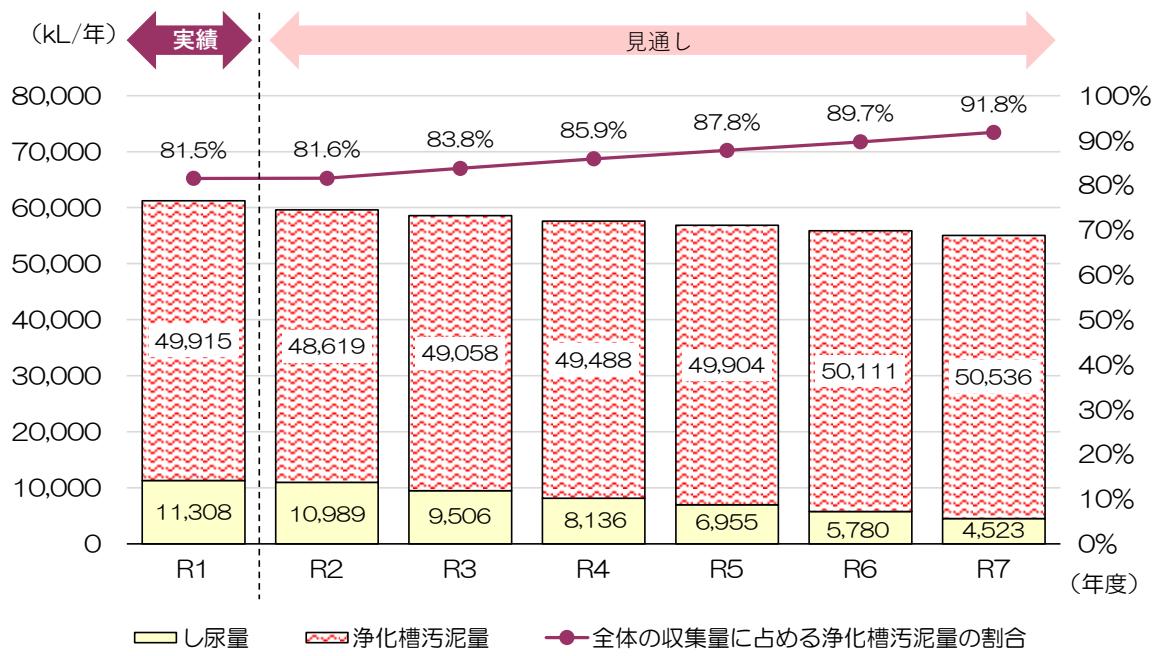


図 3-7 し尿・浄化槽汚泥の収集量の見込み

## 4. 生活排水処理対策

### ① 単独処理浄化槽やし尿汲み取りに対する取組

単独処理浄化槽やし尿汲み取りは、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換を進めます。

### ② 生活排水処理率の向上と水質改善

公共下水道への接続や合併処理浄化槽等の普及に努め、生活排水処理率を向上させ、公共水域の水質改善を図ります。また、合併処理浄化槽の補助制度等の周知を図ります。

### ③ 処理槽の維持管理

河川への環境負荷を削減するため、処理槽の定期的な保守点検や清掃、法定検査を実施するよう、周知を図ります。

## 5. し尿・汚泥処理計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は現行どおり、許可業者によって行い、許可業者に対しては適正に業務が行われるよう法令順守など指導していきます。

し尿及び浄化槽汚泥の処理は現行どおり、飯坂、松川、飯野地区を除く全市内は本市で、飯坂地区は伊達地方衛生処理組合で、松川、飯野地区は川俣方部衛生処理組合で処理を行います。

また、処理施設については、し尿や浄化槽汚泥の搬入量の推移を把握していくとともに、し尿処理施設の老朽化などに伴う施設の点検や改修などにより長寿命化を図りながら、安定的かつ適正な処理を維持していきます。

## 卷末資料

### 資料1 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

○福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成三十年一月十二日条例第二十五号

改正 平成三〇年三月三〇日条例第七五号  
平成三一年三月二九日条例第一五号

#### 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和四十七年条例第二十四号）の全部を改正する。

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 廃棄物の排出の抑制、再利用の促進等（第八条—第十条）
- 第三章 清潔の保持等（第十一条・第十二条）
- 第四章 廃棄物減量等推進審議会（第十三条・第十四条）
- 第五章 一般廃棄物の適正処理（第十五条—第二十二条）
- 第六章 一般廃棄物処理業（第二十三条—第三十条）
- 第七章 一般廃棄物処理施設（第三十一条—第四十五条）
- 第八章 産業廃棄物の処理（第四十六条—第四十八条）
- 第九章 一般廃棄物処理手数料等（第四十九条—第五十一条）
- 第十章 雜則（第五十二条—第五十七条）

#### 第十一章 罰則（第五十八条）

#### 附則

##### 第一章 総則 (目的)

第一条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、適正な処理の促進に関し、市、事業者及び市民の責務及び役割を明確にし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

##### (定義)

第二条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第百八十七号。以下「自動車リサイクル法」という。）及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 家庭系廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- 二 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 三 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。  
(市の責務)

第三条 市は、国及び県と連携し、廃棄物の排出の抑制及び再利用の促進に努めるとともに、廃棄物の処理が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市は、ごみの減量及び再資源化の促進等による廃棄物の適正な処理を確保するため、これらに関する事業者及び市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の処理に関する実態把握に努めるとともに、職員の資質の向上、一般廃棄物処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

##### (事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

##### (市民の役割)

第五条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用及び分別による排出を図るとともに、その生じた廃棄物をなるべ

く自ら処理すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理に關し市の施策に協力するよう努めるものとする。  
(相互協力)

第六条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持及び美化に關し、相互に協力しなければならない。

(非常災害時の協力)

第七条 市、事業者及び市民は、非常災害により生じた廃棄物の処理について、人の健康又は生活環境に重大な被害が及ぼないよう円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 廃棄物の排出の抑制、再利用の促進等

(減量活動の支援等)

第八条 市は、広報活動、教育活動及びその他の効果的な方法を通じて、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進等に関する事業者及び市民の理解を深め、自主的な活動を促進するとともに、その活動を支援するよう努めなければならない。

2 市は、事業者及び市民が行う自主的な活動の支援及び資源物の効率的な再利用等について、効率よく廃棄物の排出の抑制及び処理が行われるよう定期的に検討を行うものとする。

(市の取組)

第九条 市は、自らも事業所であるとの認識の下、その使用する物品について再生品の積極的な使用に努め、市の施設で排出される廃棄物について分別排出を徹底することによって、廃棄物の減量及び再利用の推進に努めなければならない。

(適正処理困難物に対する協力要請)

第十条 市長は、法第六条の三第一項の規定により指定された一般廃棄物又は市において適正な処理が困難であると認めた廃棄物について、製造、加工、販売等を行う事業者に対して回収等必要な協力を求めることができる。

## 第三章 清潔の保持等

(施策の推進と協力)

第十一條 市は、生活環境の清潔の保持及び美化に關し、積極的に施策を推進するとともに、事業者及び市民の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

2 事業者及び市民は、自ら生活環境の清潔の保持及び美化に努めるとともに、市の行う施策及び地域の団体等の行う自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

(清潔の保持)

第十二条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

2 土地又は建物の占有者（占有者がいる場合には、管理者とする。以下「清掃責任者」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正に管理しなければならない。

3 清掃責任者は、犬、猫その他の動物の死体を、自ら処分することが困難な場合は、市長に申し出なければならない。

## 第四章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第十三条 一般廃棄物の減量及び再利用の推進を図るため、市長の附屬機関として福島市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 一般廃棄物の減量に関する事項。
- 二 一般廃棄物の再利用に関する事項。
- 三 その他市長が必要と認める事項に関する事項。

(審議会の組織等)

第十四条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 関係団体を代表する者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前条及び前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

## 第五章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理計画、分別収集計画)

第十五条 法第六条第一項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたとき、又はこれを変更したときは、市長がこれを告示するものとする。

2 市は、一般廃棄物処理計画に適合するように分別収集計画（容器包装リサイクル法第八条第一項に規定する市町村分別収集計画をいう。）を定めるものとする。

（一般廃棄物の処理）

第十六条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第六条の二第二項及び第三項に規定する基準に基づき処理しなければならない。

3 市は、家庭系廃棄物（ふん尿を除き、市民の美化活動その他規則で定める公共的な活動から発生する一般廃棄物を含む。）に限り、定期的に又は臨時に収集するものとする。

4 市は、一般廃棄物の処理に当たっては、家庭系廃棄物の処理に支障が生じない範囲で事業系一般廃棄物の処分を行うことができる。

（排出基準等）

第十七条 事業者及び市民は、市が行う家庭系廃棄物の処理に際して、市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出しなければならない。

2 事業者及び市民は、市の処理施設への一般廃棄物の搬入に際して、市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び市の処理施設への搬入の方法（以下「搬入基準」という。）に従って搬入しなければならない。

3 市長は、排出基準及び搬入基準並びに一般廃棄物処理計画に適合しない一般廃棄物については、収集又は市の処理施設への搬入の受入れを行わないことができる。

（排出等の禁止物）

第十八条 事業者及び市民は、市が行う家庭系廃棄物の処理に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出し、又は市の処理施設に搬入してはならない。

一 有害性のある物

二 危険性のある物

三 引火性、発火性又は爆発性のある物

四 著しく悪臭を発する物

五 前各号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を及ぼすおそれがある物

（ごみ集積所）

第十九条 市民は、市が定期的に行う家庭系廃棄物の収集に際して、規則で定めるところにより、あらかじめ届け出た排出場所（以下「ごみ集積所」という。）に当該家庭系廃棄物を排出しなければならない。

2 ごみ集積所に関する基準等については、市長が別に定める。

（収集又は運搬の禁止）

第二十条 市及び市長が指定する者以外の者は、ごみ集積所に排出された廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

（事業系一般廃棄物の適正処理）

第二十一条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第六条の二第二項及び第三項に規定する基準に従う等、生活環境の保全上支障のない方法によらなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しないときは、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 前項の場合において、事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に従って、分別し、これを保管し、及び排出しなければならない。

4 事業者は、その事業系一般廃棄物の保管場所の清潔を保持しなければならない。

（事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物の処理）

第二十二条 法第六条の二第五項に規定する事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法については、規則で定める。

第六章 一般廃棄物処理業

（実績報告）

第二十三条 法第七条第一項又は同条第六項及び浄化槽法第三十五条第一項に規定する許可を受けた者（以下「処理業者」という。）は、規則で定めるところにより、毎月の業務状況について、当該月の翌月の十日までに市長に報告しなければならない。

（施設器材の検査）

第二十四条 処理業者は、積替施設、保管施設、処理施設、車庫及び運搬用器材を使用しようとするときは、市長の検査を受け、検査証の交付を受けなければならない。

2 前項の検査証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付を受けなければならない。

3 市長は、必要があると認めたときは、第一項の器材等を隨時検査することができる。

（従業員証の交付）

- 第二十五条 処理業者は、その作業に従事させる者を市長に届け出て、従業員証の交付を受けなければならない。
- 2 前項の従業員証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付を受けなければならない。
- 3 第一項の従業員が作業に従事するときは、従業員証を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これに応じなければならない。  
(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の更新)
- 第二十六条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第二条第二号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。)及び省令第二条の三第二号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。)は、一年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。  
(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の基準)
- 第二十七条 市長は、一般廃棄物再生輸送業の指定又は一般廃棄物再生活用業の指定の申請があった場合には、再生利用されることが確実であると認められる一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者であって、規則で定める基準に適合していると認めるときは、一般廃棄物再生輸送業の指定又は一般廃棄物再生活用業の指定を行うものとする。
- 2 市長は、前項の指定を行うときは、生活環境の保全上必要な条件を付付することができる。  
(変更の指定の申請等)
- 第二十八条 一般廃棄物再生輸送業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生輸送業者」という。)又は一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生活用業者」という。)が取り扱う一般廃棄物の種類を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、指定の申請の内容に変更があったとき(前項に規定する変更をしようとする場合を除く。)は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。  
(一般廃棄物の再生輸送業等に係る廃止の届出)
- 第二十九条 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。  
(指定の取消し等)
- 第三十条 市長は、一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 指定に係る一般廃棄物が再生利用されなくなったとき。
  - 二 法若しくは条例又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
  - 三 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
- 第七章 一般廃棄物処理施設  
(生活環境影響調査報告書の縦覧等の対象となる施設の種類)
- 第三十一条 法第九条の三第二項(同条第九項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第一項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(次条第一項及び第三十六条において「報告書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(次条第二項並びに第三十四条第一項及び第二項において「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場(次条、第三十五条及び第三十六条において「施設」という。)とする。  
(縦覧等の告示)
- 第三十二条 市長は、法第九条の三第二項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所(次条第一項において「縦覧の場所」という。)及び期間(次条第二項及び第三十四条第二項において「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。
- 一 施設の名称
  - 二 施設の設置の場所
  - 三 施設の種類
  - 四 施設において処理する一般廃棄物の種類
  - 五 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
  - 六 実施した生活環境影響調査の項目
- 2 市長は、法第九条の三第二項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。  
(縦覧の場所及び期間)
- 第三十三条 縦覧の場所は、市長が前条第一項の告示において指定するものとする。
- 2 縦覧の期間は、前条第一項の告示の日から起算して一月間とする。  
(意見書の提出先及び提出期限)
- 第三十四条 意見書の提出先は、市長が第三十二条第二項の告示において指定するものとする。

2 意見書の提出期限は、前条第二項の縦覧の期間が満了する日の翌日から起算して二週間を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第三十五条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）又は福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第三十二条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第三十六条 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- 一 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- 二 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- 三 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(非常災害に係る報告書の縦覧期間等の特例)

第三十七条 法第九条の三の二第一項の規定による同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、第三十三条第二項中「一月間」とあるのは「一月間（市長が非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間）」と、第三十四条第二項中「二週間」とあるのは「二週間（市長が非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間）」と読み替えるものとする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る受託者施設生活環境影響調査報告書の縦覧等の対象となる施設の種類)

第三十八条 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）が行う法第九条の三の三第二項の規定による同条第一項に規定する調査（以下「受託者施設生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（次条及び第四十三条において「報告書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（次条並びに第四十一条第一項及び第二項において「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、政令第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（次条、第四十二条及び第四十三条において「施設」という。）とする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧の公告)

第三十九条 災害廃棄物処分受託者は、法第九条の三の三第二項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所（次条第一項において「縦覧の場所」という。）及び期間（次条第二項及び第四十一条第二項において「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- 二 施設の設置の場所
- 三 施設の種類
- 四 施設において処理する一般廃棄物の種類
- 五 施設の処理能力
- 六 実施した受託者施設生活環境影響調査の項目
- 七 施設の設置に関し利害関係を有する者は、意見書を提出できる旨
- 八 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 九 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧の場所及び期間)

第四十条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 災害廃棄物処分受託者の事務所
  - 二 受託者施設生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
  - 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 縦覧の期間は、公告の日から一月間（市長が非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間）とする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限)

第四十一条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- 一 災害廃棄物処分受託者の事務所
  - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 意見書の提出期限は、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して二週間（市長が非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間）を経過する日までとする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る受託者施設生活環境影響調査と環境影響評価との関係)

第四十二条 施設の設置に係る環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価（受託者施設

生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第三十九条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書に関する他の市町村との協議)

第四十三条 市長は、災害廃棄物処分受託者による施設の設置又は変更に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該災害廃棄物処分受託者をして当該区域を管轄する市町村の長に対し報告書の写しを送付させ、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- 一 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- 二 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- 三 施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(一般廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届)

第四十四条 法第八条第一項の規定による許可を受けた者又は法第九条の五第三項、法第九条の六第一項若しくは法第九条の七第一項の規定によりその地位を承継した者は、その氏名又は住所(法人にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は所在地)を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(技術管理者の資格)

第四十五条 法第二十二条第三項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- 二 技術士法第二条第一項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 三 二年以上法第二十条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- 四 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、二年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、三年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 六 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、四年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 七 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 八 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、六年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 九 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、七年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 十 十年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 十一 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

## 第八章 産業廃棄物の処理

(産業廃棄物の処理)

第四十六条 法第十二条第二項の規定により市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物については、規則で定める。

(産業廃棄物再生輸送業等の指定への準用)

第四十七条 第二十六条から第三十条までの規定は、産業廃棄物再生輸送業の指定(省令第九条第二号に規定する指定をいう。)及び産業廃棄物再生活用業の指定(省令第十条の三第二号に規定する指定をいう。)について準用する。

(産業廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届)

第四十八条 法第十五条第一項の規定による許可を受けた者又は法第十五条の四において準用する法第九条の五第三項、法第九条の六第一項若しくは法第九条の七第一項の規定によりその地位を承継した者は、その氏名又

は住所（法人にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は所在地）を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

#### 第九章 一般廃棄物処理手数料等

##### （一般廃棄物処理手数料等）

第四十九条 市が行う一般廃棄物等のうち別表第一に掲げるものの処分については、それぞれ同表に定める額の手数料を徴収する。

2 既納の手数料は、還付しない。

3 市長は、災害その他特別の事由があると認めたときは、第一項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

##### （一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業等の許可申請手数料等）

第五十条 別表第二に掲げる許可、許可の更新、変更の許可、認定、認定の更新、変更の認定、認可、登録及び登録の更新の申請に対する審査並びに許可証、変更許可証、認定証、変更認定証及び登録証の再交付については、それぞれ同表に定める額の手数料を徴収する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による手数料の徴収について準用する。

##### （し尿くみ取り手数料）

第五十一条 市が、し尿を収集処理したときは、別表第三の規定により算出した額に消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加えた額を手数料として徴収する。

2 前項の手数料の額に一円未満の端数が生じたときは、その端数額を切り捨てるものとする。

3 第四十九条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による手数料の徴収について準用する。

#### 第十章 雜則

##### （指導及び助言）

第五十二条 市長は、この条例の目的を達成するため必要と認めるときは、事業者及び市民に対し指導又は助言を行うことができる。

##### （報告の徴収）

第五十三条 市長は、法第十八条第一項、自動車リサイクル法第百三十条第一項、浄化槽法第五十三条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

##### （立入検査）

第五十四条 市長は、法第十九条第一項、自動車リサイクル法第百三十二条第一項、浄化槽法第五十三条第二項に規定する立入検査のほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量若しくは適正な処理又は生活環境の清潔の保持若しくは美化に関し、業務の状況又は帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

##### （届出台帳の閲覧）

第五十五条 法第十九条の十一第一項の台帳（以下「届出台帳」という。）の閲覧をしようとする者は、市長に閲覧の請求をしなければならない。

2 届出台帳を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 届出台帳は、外部に持ち出さないこと。

二 届出台帳は、丁寧に取り扱い、これを損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆等の行為をしないこと。

3 市長は、前項の規定に違反した者に対し、届出台帳の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

4 届出台帳の閲覧は、無料とする。

##### （登録簿の閲覧）

第五十六条 前条の規定は、自動車リサイクル法第四十七条（同法第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の閲覧について準用する。

##### （委任）

第五十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第十一章 罰則

第五十八条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

##### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の福島市廃棄物の処理及び清掃に

関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第五条の三第二項の規定により福島市廃棄物減量等推進審議会の委員として委嘱されている者は、施行日に、この条例による改正後の福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第十四条第二項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の福島市廃棄物減量等推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成三〇年三月三〇日条例第七五号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日条例第一五号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一（第四十九条関係）

区分		単位	金額
事業活動に伴って生じた一般廃棄物	焼却又は破碎処分する物	十キログラムにつき（十キログラム未満は、十キログラムとみなす。）	百円
	埋立処分する物	十キログラムにつき（十キログラム未満は、十キログラムとみなす。）	百円
法第十一條第二項の規定に基づいて市が処分する産業廃棄物	焼却又は破碎処分する物	十キログラムにつき（十キログラム未満は、十キログラムとみなす。）	百円
	埋立処分する物	十キログラムにつき（十キログラム未満は、十キログラムとみなす。）	百円
犬、猫その他動物の死体で収集運搬処分に係るもの	遺骨の引取りを希望する場合	一頭につき	三千円
	遺骨の引取りを希望しない場合	一頭につき	二千円
犬、猫その他動物の死体で自己搬入処分に係るもの	遺骨の引取りを希望する場合	一頭につき	二千円
	遺骨の引取りを希望しない場合	一頭につき	千円

別表第二（第五十条関係）

区分		単位	金額
法第七条第一項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可		一件につき	一円
法第七条第二項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新		一件につき	一円
法第七条第六項の規定による一般廃棄物の処分の業の許可		一件につき	一円
法第七条第七項の規定による一般廃棄物の処分の業の許可の更新		一件につき	一円
法第七条の二第一項の規定による一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可		一件につき	一円
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可証又は変更許可証の再交付		一件につき	五千円
法第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可	法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	一件につき	十三万円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	一件につき	十一万円
法第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可	法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	一件につき	十二万円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	一件につき	十万円
一般廃棄物処理施設設置の許可証又は変更許可証の再交付		一件につき	五千円
法第九条の二の四第一項の規定による熱回収施設に係る適合の認定		一件につき	三万三千円
法第九条の二の四第二項の規定による熱回収施設に係る適合の認定の更新		一件につき	二万円
法第九条の五第一項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可		一件につき	七万円
法第九条の六第一項の規定による一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可		一件につき	七万円
法第十二条の七第一項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定		一件につき	十四万七千円
法第十二条の七第七項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に		一件につき	十三万四千円

係る特例の認定に係る事項の変更の認定		
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定証又は変更認定証の再交付	一件につき	五千円
法第十四条第一項の規定による産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可	一件につき	八万千円
法第十四条第二項の規定による産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新	一件につき	七万三千円
法第十四条第六項の規定による産業廃棄物の処分の業の許可	一件につき	十万元
法第十四条第七項の規定による産業廃棄物の処分の業の許可の更新	一件につき	九万四千円
法第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の許可	一件につき	七万千円
法第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更の許可	一件につき	九万二千円
産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可証又は変更許可証の再交付	一件につき	五千円
法第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可	一件につき	八万千円
法第十四条の四第二項の規定による特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新	一件につき	七万四千円
法第十四条の四第六項の規定による特別管理産業廃棄物の処分の業の許可	一件につき	十万元
法第十四条の四第七項の規定による特別管理産業廃棄物の処分の業の許可の更新	一件につき	九万五千円
法第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の許可	一件につき	七万二千円
法第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更の許可	一件につき	九万五千円
特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可証又は変更許可証の再交付	一件につき	五千円
法第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可	法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	十四万円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	十二万円
法第十五条の二の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可	法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	十三万円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	十一万円
産業廃棄物処理施設設置の許可証又は変更許可証の再交付	一件につき	五千円
法第十五条の三の三第一項の規定による熱回収施設に係る適合の認定	一件につき	三万三千円
法第十五条の三の三第二項の規定による熱回収施設に係る適合の認定の更新	一件につき	二万円
法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	一件につき	七万円
法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可	一件につき	七万円
浄化槽法第三十五条第一項の規定による浄化槽清掃業の許可	一件につき	一万元
浄化槽清掃業の許可証の再交付	一件につき	五千円
自動車リサイクル法第四十二条第一項の規定による引取業者の登録	一件につき	三千八百円
自動車リサイクル法第四十二条第二項の規定による引取業者の登録の更新	一件につき	三千四百円
自動車リサイクル法第五十三条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録	一件につき	三千八百円
自動車リサイクル法第五十三条第二項の規定によるフロン類回収業者の登録の更新	一件につき	三千四百円
自動車リサイクル法第六十条第一項の規定による解体業の許可	一件につき	七万八千円
自動車リサイクル法第六十条第二項の規定による解体業の許可の更新	一件につき	七万円
自動車リサイクル法第六十七条第一項の規定による破碎業の許可	一件につき	八万四千円
自動車リサイクル法第六十七条第二項の規定による破碎業の許可の更新	一件につき	七万七千円
自動車リサイクル法第七十条第一項の規定による破碎業の事業の範囲の変更の許可	一件につき	六万七千円
引取業若しくはフロン類回収業の登録証、解体業の許可証又は破碎業の許可証若しくは変更許可証の再交付	一件につき	五千円

別表第三（第五十一条関係）

区分		単位	金額	備考
定額制	世帯割	くみ取り一回につき	二百二十円	原則として一般家庭に適用する。
	人員割	一人一カ月につき	三百七十円	
従量制	十ハリットルにつき		百六十七円	原則として事業所等に適用する。 最低料金は、千三百六十円とする。
加算料	ホース延長四十メートルを超えるときは、前二項により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算する。			

## 資料2 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

○福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

平成三十年三月三十日規則第二十六号

改正 平成三一年三月二九日規則第六〇号  
令和元年一二月二五日規則第二四号

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和四十七年規則第十一号）の全部を改正する。

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 廃棄物減量等推進審議会（第三条—第五条）
- 第三章 一般廃棄物の適正処理（第六条—第八条）
- 第四章 一般廃棄物処理業（第九条—第三十二条）
- 第五章 一般廃棄物処理施設（第三十三条—第五十二条）
- 第六章 産業廃棄物の処理等（第五十三条—第五十八条）
- 第七章 一般廃棄物処理手数料等（第五十九条）
- 第八章 雜則（第六十条—第六十四条）

### 附則

#### 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「自動車リサイクル法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成三十年条例第二十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
(定義)

第二条 この規則における用語の意義は、法、自動車リサイクル法、浄化槽法及び条例の例による。

#### 第二章 廃棄物減量等推進審議会

（会長及び副会長）

第三条 条例第十三条第一項に規定する福島市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。ただし、任期の満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(庶務)

第五条 審議会の庶務は、環境部ごみ減量推進課において処理する。

#### 第三章 一般廃棄物の適正処理

（一般廃棄物の発生を伴う公共的な活動）

第六条 条例第十六条第三項の規則で定める公共的な活動は、町内会、自治会、婦人団体、ボランティア団体その他の公共的団体の活動とする。  
(ごみ集積所設置届出等)

第七条 条例第十九条第一項の規定により排出場所（以下「ごみ集積所」という。）の設置又はごみ集積所の変更若しくは廃止をしようとする次に掲げる者は、市長にごみ集積所設置等届出書（様式第一号）を提出しなければならない。

- 一 町内会又は自治会の代表者及びこれに代わる者
  - 二 町内会又は自治会を持たないマンション、アパートについては、建築主又は管理責任者
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 ごみ集積所の設置場所を確認できる付近の見取り図及び設置個所の配置図
  - 二 通り抜けができる道路にごみ集積所を設置する場合は、収集車両が方向転換のために近隣の土地に立ち入ることを認める土地利用同意書（様式第二号）
- 3 市長は、第一項の規定による届出があった場合は、必要に応じて現地を確認の上審査を行い、承認する場合はごみ集積所設置等承認通知（様式第三号）を交付する。  
(事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物の処理)

第八条 条例第二十二条に規定する事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は、継続的な場合においては一日平均の排出量がおおむね四キログラム以上のものとし、その他の場合においては市長がその都度認定するものとする。

2 条例第二十二条に規定する一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法は、次に定めるところによる。

- 一 運搬すべき場所 焚却処分によるものは福島市クリーンセンター設置規則（昭和四十八年規則第三十二号）に規定するクリーンセンターとし、その他の処分方法によるものは市長が指定する場所とする。

二 運搬方法 市が行う一般廃棄物の運搬方法に準じ、市長が指示する方法による。

#### 第四章 一般廃棄物処理業

（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請）

第九条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める申請書によるものとする。

- 一 法第七条第一項又は第二項の規定による許可又は許可の更新に係る申請書 一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書（様式第四号）
- 二 法第七条第六項又は第七項の規定による許可又は許可の更新に係る申請書 一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書（様式第五号）

2 前項各号に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書）
- 三 申請者の印鑑登録証明書（申請者が法人である場合は、その代表者の印鑑登録証明書）
- 四 従業員名簿（法人にあっては役員及び従業員名簿）
- 五 申請者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 六 申請者の資産に関する調査並びに直前二年の所得税、県民税及び市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合は、直前二年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税、法人事業税、法人県民税及び法人市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）
- 七 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、事務所、事業場、車両その他事業の用に供する施設を明らかにする書類及び図面（事業の用に供する車両がある場合は、自動車検査証の写し及びその写真）
- 八 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該処分場が法第八条第一項の許可を受けた施設である場合を除く。）
- 九 申請者が第七号又は前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- 十 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 十一 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 法第七条第二項又は第七項の規定により許可の更新を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第九号及び第十号に掲げる書類の添付を省略することができる。  
(事業の範囲の変更の許可申請)

第十条 法第七条の二第一項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（様式第六号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前条第二項の規定により提出した添付書類のうち、その内容に変更が生ずることとなる書類
- 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(浄化槽清掃業許可申請書等)

第十一條 浄化槽法第三十五条第一項の許可の期間は、二年とする。

2 浄化槽法第三十五条第三項の申請書は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第七号）とする。  
(許可証の交付)

第十二条 市長は、次の各号に掲げる許可を行った場合は、当該各号に定める許可証を交付するものとする。

- 一 法第七条第一項又は第二項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新 一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第八号）
- 二 法第七条第六項又は第七項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新 一般廃棄物処分業許可証（様式第九号）
- 三 法第七条の二第一項の規定による一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証（様式第十号）
- 四 浄化槽法第三十五条第一項の規定による浄化槽清掃業の許可 浄化槽清掃業許可証（様式第十一号）  
(不許可等の通知)

第十三条 市長は、次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

- 一 法第七条第一項、第二項、第六項及び第七項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理業

- の許可又は許可の更新をしないとき 一般廃棄物処理業不許可通知書（様式第十二号）
- 二 法第七条の二第一項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしないとき 一般廃棄物処理業事業範囲変更不許可通知書（様式第十三号）
- 三 净化槽法第三十五条第三項の規定による申請があった場合において、浄化槽清掃業の許可をしないとき  
浄化槽清掃業不許可通知書（様式第十四号）  
(許可証等の再交付)
- 第十四条 第十二条各号に規定する許可証の交付を受けた者で、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可証等再交付申請書（様式第十五号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、汚損又は破損により許可証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した許可証を添付しなければならない。  
(事業の廃止等の届出)
- 第十五条 法第七条の二第三項に規定する事業の全部又は一部を廃止した場合の届出は、一般廃棄物処理業廃止届出書（様式第十六号）により行うものとする。
- 2 浄化槽法第三十八条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届出書（様式第十七号）により行うものとする。
- 3 前二項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 その内容を明らかにする書類
  - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (変更の届出)
- 第十六条 法第七条の二第三項に規定する住所その他環境省令で定める事項及び第九条又は第十条に規定する申請書又は添付書類の記載事項を変更した場合には、一般廃棄物処理業変更届出書（様式第十八号）を市長に提出するものとする。
- 2 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第三十七条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届出書（様式第十九号）により行うものとする。
- 3 前二項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 その内容を明らかにする書類
  - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (欠格要件に係る届出)
- 第十七条 法第七条の二第四項及び第五項の規定による届出は、一般廃棄物処理業者欠格要件該当届出書（様式第二十号）により行うものとする。  
(許可の取消し等)
- 第十八条 市長は、次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める通知書又は命令書により通知するものとする。
- 一 法第七条の三の規定による事業の全部又は一部の停止命令 一般廃棄物処理業停止命令書（様式第二十一号）
  - 二 法第七条の四第一項及び第二項の規定による許可の取消し 一般廃棄物処理業許可取消通知書（様式第二十二号）
  - 三 浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消し 浄化槽清掃業許可取消通知書（様式第二十三号）
  - 四 浄化槽法第四十一条第二項の規定による事業の全部又は一部の停止命令 浄化槽清掃業停止命令書（様式第二十四号）
- (許可証等の返還)
- 第十九条 第十二条の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該許可証を市長に返還しなければならない。
- 一 許可証の有効期間が満了したとき。
  - 二 事業の全部を廃止したとき。
  - 三 法第七条の二第一項の規定による変更の許可を受けたとき。
  - 四 許可を取り消されたとき。
  - 五 許可証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した許可証を発見したとき。
- 2 第十二条の規定により許可証の交付を受けた者で、その事業の全部の停止を命ぜられたとき又はその事業の全部を休止したときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。  
(実績報告)
- 第二十条 条例第二十三条に規定する報告は、一般廃棄物処理実績報告書（様式第二十五号）により行うものとする。  
(施設器材の検査等)
- 第二十一条 条例第二十四条第一項の規定により積替施設、保管施設、処理施設、車庫及び運搬用器材（以下「処理施設等」という。）の検査証の交付又は同条第二項の規定により再交付を受けようとする者は、廃棄物処理施設及び運搬用器材検査証交付申請書（様式第二十六号）を市長に提出しなければならない。この場合において

て、汚損又は破損により検査証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した検査証を添付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、検査証（様式第二十七号）を交付するものとする。
- 3 検査証の交付を受けた者は、当該検査を受けた処理施設等の見やすい場所に当該検査証を掲示しておかなければならぬ。
- 4 第二項の規定により検査証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに検査証を市長に返還しなければならない。
  - 一 検査証の有効期間が満了したとき。
  - 二 検査証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した検査証を発見したとき。
  - 三 検査証の交付を受けた処理施設等を撤去その他の理由により使用しなくなったとき。

（従業員証）

第二十二条 条例第二十五条第一項の規定により従業員証の交付又は同条第二項の規定により再交付を受けようとする者は、従業員証交付申請書（様式第二十八号）を市長に提出しなければならない。この場合において、汚損又は破損により従業員証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した従業員証を添付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、従業員証（様式第二十九号）を交付するものとする。
- 3 従業員証の交付を受けた作業に従事する者は、作業を実施する場合は従業員証を携帯しなければならない。
- 4 第二項に規定する従業員証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに従業員証を市長に返還しなければならない。
  - 一 従業員証の有効期間が満了したとき。
  - 二 従業員証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した従業員証を発見したとき。
  - 三 従業員証の交付を受けた者が、退職その他の理由により作業に従事しなくなったとき。

（一般廃棄物の再生輸送業等の指定の申請）

第二十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第二条第二号の規定により指定（以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。）を受けようとする者は再生輸送業指定申請書（様式第三十号）を、省令第二条の三第二号の規定により指定（以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。）を受けようとする者は再生活用業指定申請書（様式第三十一号）を、次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - 二 取り扱う一般廃棄物の種類
  - 三 事務所及び事業場の名称並びに所在地
  - 四 再生利用の目的
  - 五 事業の用に供する施設の種類及び数量
  - 六 再生活用の方法（一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする場合に限る。）
  - 七 取引業者（一般廃棄物再生輸送業の指定を受けようとする者にあっては再生利用のための一般廃棄物の排出者及び当該一般廃棄物の再生活用を行なう者、一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする者にあっては再生利用のための一般廃棄物の排出者及び当該一般廃棄物の収集及び運搬を行なう者）の氏名又は名称及び所在地
  - 八 事業開始予定年月日
  - 九 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
    - 一 事業計画書
    - 二 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書）
    - 三 申請者の履歴書（申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書）
    - 四 取引業者との取引関係を証する書類
    - 五 生活環境の保全上の対策を記載した書類
    - 六 平面図、構造図、再生工程図等事業の用に供する施設の概要を明らかにする書類及び図面
    - 七 再生活用により生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類（一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする場合に限る。）
    - 八 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面（指定の有効期間）

第二十四条 条例第二十六条の規則で定める期間は、二年とする。

（一般廃棄物の再生輸送業等の指定の基準）

第二十五条 条例第二十七条第一項に規定する一般廃棄物再生輸送業の指定に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 再生活用（再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの処分をいう。以下同じ。）を業として行なう者が自ら再生輸送を行い、又は再生活用を業として行なう者の委託を受けて再生輸送を行うこと。

- 二 再生輸送を確実に行うための施設、人員等を備えていること。
  - 三 再生輸送において、生活環境の保全上支障が生じないこと。
- 2 条例第二十七条第一項に規定する一般廃棄物再生活用業の指定に関する基準は、次のとおりとする。
- 一 廃棄物を原則として無償で引き取ること。
  - 二 再生活用を確実に行うための施設、人員等を備えていること。
  - 三 引き取る廃棄物の全てが再生活用の用に供されること。
  - 四 排出者との取引関係に継続性があること。
  - 五 再生活用において、生活環境の保全上支障が生じないこと。
  - 六 再生活用において生ずる廃棄物を適正に処理できること。
- (変更の指定の申請)
- 第二十六条 条例第二十八条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した再生輸送業・再生活用業変更指定申請書（様式第三十二号）により行うものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - 二 指定の年月日及び指定番号
  - 三 変更の内容
  - 四 変更の理由
  - 五 変更に係る施設の種類及び数量
  - 六 変更に係る再生活用の方法（一般廃棄物再生活用業者に限る。）
  - 七 変更に係る取引業者
  - 八 変更予定年月日
- 2 第二十三条第二項の規定は、前項の申請について準用する。ただし、その内容に変更のない書類及び図面については、添付を要しないものとする。
- (指定証の交付)
- 第二十七条 市長は、次の各号に掲げる指定を行った場合は、当該各号に定める指定証を交付するものとする。
- 一 一般廃棄物再生輸送業の指定 再生輸送業指定証（様式第三十三号）
  - 二 一般廃棄物再生活用業の指定 再生活用業指定証（様式第三十四号）
  - 三 前二号に係る変更の指定 再生輸送業・再生活用業変更指定証（様式第三十五号）
- (指定証の再交付)
- 第二十八条 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者が指定証を失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、指定証再交付申請書（様式第三十六号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、汚損又は破損により指定証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した指定証を添付しなければならない。
- (変更の届出)
- 第二十九条 条例第二十八条第二項に規定する変更の届出をしようとする者は、当該変更の日から三十日以内に、市長に再生輸送業・再生活用業指定内容変更届出書（様式第三十七号）を提出しなければならない。
- 2 前項の変更届には、変更の内容を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。
- (廃止の届出)
- 第三十条 条例第二十九条の規定による届出は、再生輸送業・再生活用業廃止届出書（様式第三十八号）により行うものとする。
- (指定の取消し等)
- 第三十一条 条例第三十条の規定による指定の取消しは再生輸送業・再生活用業指定取消通知書（様式第三十九号）により、業務の全部又は一部の停止命令は再生輸送業・再生活用業停止命令書（様式第四十号）により通知するものとする。
- (指定証の返還)
- 第三十二条 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該指定証を市長に返還しなければならない。
- 一 指定証の有効期間が満了したとき。
  - 二 事業の全部を廃止したとき。
  - 三 第二十七条第三号に規定する変更の指定を受けたとき。
  - 四 指定を取り消されたとき。
  - 五 指定証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した指定証を発見したとき。
- 2 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部の停止を命ぜられたときは、指定証を一時市長に返還しなければならない。
- 第五章 一般廃棄物処理施設  
(縦覧の手続)
- 第三十三条 条例第三十二条の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、生活環境影響調査結果縦覧申込書（様式第四十一号）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第三十四条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
  - 二 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
  - 三 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
  - 四 係員の指示があった場合には、当該指示に従うこと。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(縦覧の期間等)

第三十五条 条例第三十三条第二項の規定による縦覧の期間のうち、福島市の休日を定める条例（平成元年条例第二十三号）第一条第一項第一号から第三号までに掲げる日は、休日とする。

- 2 縦覧の時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、縦覧の期間又は時間を変更することができる。

(意見書の記載事項)

第三十六条 条例第三十四条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- 二 施設の名称
- 三 生活環境の保全上の見地からの意見

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る公告の方法)

第三十七条 条例第三十九条の公告は、次に掲げる方法のうちいずれか一以上的方法により行うものとする。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 二 インターネットの利用
- 三 前二号に掲げるもののほか、適切な方法

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧に係る縦覧者の遵守事項)

第三十八条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- 二 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- 三 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- 四 災害廃棄物処分受託者の指示があった場合には、当該指示に従うこと。

2 災害廃棄物処分受託者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧の期間等)

第三十九条 条例第四十条の規定による縦覧の期間のうち、福島市の休日を定める条例第一条第一項第一号から第三号までに掲げる日は、休日とする。

- 2 縦覧の時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、災害廃棄物処分受託者は、あらかじめ市長の承認を得て、縦覧の期間又は時間を変更することができる。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の記載事項)

第四十条 条例第四十一条の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- 二 施設の名称
- 三 生活環境の保全上の見地からの意見

(一般廃棄物処理施設に係る申請書等)

第四十一条 次の各号に掲げる申請書及び届出書は、当該各号に定める申請書及び届出書によるものとする。

- 一 法第八条第二項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第四十二号）
- 二 省令第四条の四第一項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第四十三号）
- 三 省令第四条の四の二の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第四十四号）
- 四 省令第五条の三第一項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第四十五号）
- 五 省令第五条の四の二第一項及び第五条の九の二第一項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第四十六号）
- 六 省令第五条の五の三の届出書 一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書（様式第四十七号）
- 七 省令第五条の十一第一項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（様式第四十八号）
- 八 省令第五条の十二第一項の申請書 一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書（様式第四十九号）
- 九 省令第六条第一項の届出書 一般廃棄物処理施設相続届出書（様式第五十号）

(一般廃棄物最終処分場に係る申請書等)

第四十二条 次の各号に掲げる申請書、届出書及び報告書は、当該各号に定める申請書、届出書及び報告書によるものとする。

- 一 省令第四条の十七の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（様式第五十一号）

二 省令第五条の五第一項の届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書（様式第五十二号）

三 省令第五条の五の二第一項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第五十三号）

（一般廃棄物処理施設熱回収施設に係る申請書等）

第四十三条 次の各号に掲げる申請書、届出書及び報告書は、当該各号に定める申請書、届出書及び報告書によるものとする。

一 省令第五条の五の五第一項の申請書 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定・認定更新申請書（様式第五十四号）

二 省令第五条の五の十第一項の届出書 一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書（様式第五十五号）

三 省令第五条の五の十一第一項の報告書 一般廃棄物処理施設熱回収報告書（様式第五十六号）

（市が設置する一般廃棄物処理施設に係る申請書等）

第四十四条 次の各号に掲げる届出書、申請書及び協議書は、当該各号に定める届出書、申請書及び協議書によるものとする。

一 法第九条の三第一項の規定による届出に係る届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第五十七号）

二 省令第五条の八第一項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出書（様式第五十八号）

三 省令第五条の九の二第一項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第五十九号）

四 省令第五条の十第一項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書（様式第六十号）

五 省令第五条の十の二第一項の申請書 市の設置に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第六十一号）

六 省令第五条の十の三の協議書 市の設置に係る非常災害発生時一般廃棄物処理施設設置協議書（様式第六十二号）

（特例による一般廃棄物処理施設等に係る届出書）

第四十五条 次の各号に掲げる届出書は、当該各号に定める届出書によるものとする。

一 省令第十二条の七の十七第二項の届出書 特例による一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第六十三号）

二 省令第十二条の七の十七第五項の規定による届出に係る届出書 特例による一般廃棄物処理施設産業廃棄物処理施設種類等変更・事業廃止届出書（様式第六十四号）

（許可証等の交付）

第四十六条 市長は、次の各号に掲げる許可、検査、認定、認可又は届出の受理を行った場合は、当該各号に定める許可証、通知書、認定証、認可証又は受理書（第五十一条において「許可証等」という）を交付するものとする。

一 法第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可又は法第九条第一項の規定による当該施設の変更の許可 一般廃棄物処理施設設置・変更許可証（様式第六十五号）

二 法第八条の二の二の規定による一般廃棄物処理施設の検査 一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（様式第六十六号）

三 法第九条の二の四第一項又は二項の規定による熱回収施設に係る適合の認定又は認定の更新 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証（様式第六十七号）

四 法第九条の五第一項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証（様式第六十八号）

五 法第九条の六第一項の規定による一般廃棄物処理施設の許可施設設置者等である法人の合併又は分割の認可 一般廃棄物処理施設合併・分割認可証（様式第六十九号）

六 法第九条の三第一項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更届出の受理 市の設置に係る一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書（様式第七十号）

七 法第十五条の二の五の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出の受理 特例による一般廃棄物処理施設設置届出受理書（様式第七十一号）

（許可証等の再交付）

第四十七条 第十四条の規定は、第四十六条に規定する許可証等の交付を受けた者に準用する。

（不許可等の通知）

第四十八条 市長は、次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

一 法第八条第一項又は法第九条第一項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設設置の許可又は一般廃棄物処理施設変更許可をしないとき 一般廃棄物処理施設設置・変更不許可通知書（様式第七十二号）

二 法第九条の二の四第一項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者の認定又は認定の更新をしないとき 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者不認定通知書（様式第七十三号）

三 法第九条の五第一項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許

可をしないとき 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け不許可通知書（様式第七十四号）

四 法第九条の六第一項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設合併又は分割の認可をしないとき 一般廃棄物処理施設合併・分割不認可通知書（様式第七十五号）

（事故時の措置に係る届出）

第四十九条 法第二十一条の二第一項の規定による届出は、特定処理施設事故状況等届出書（様式第七十六号）により行うものとする。

（許可の取消し等）

第五十条 市長は次の各号に掲げる处分を行うときは、当該各号に定める命令書又は通知書により通知するものとする。

一 法第九条の二第一項の規定による使用停止命令 一般廃棄物処理施設使用停止命令書（様式第七十七号）  
二 法第九条の二の二第一項の規定による許可の取消し 一般廃棄物処理施設設置許可取消通知書（様式第七十八号）

三 法第九条の二の四第五項に規定する認定の取消し 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定取消通知書（様式第七十九号）

（許可証等の返還）

第五十一条 第四十六条の規定により許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該許可証等を市長に返還しなければならない。

- 一 事業の全部を廃止したとき。
- 二 許可を取り消されたとき。
- 三 許可証等の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した許可証等を発見したとき。

2 許可証等の交付を受けた者は、その事業の全部の停止を命ぜられたとき又はその事業の全部を休止したときは、許可証等を一時市長に返還しなければならない。

（一般廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届）

第五十二条 条例第四十四条に規定する届出は、廃棄物処理施設設置者氏名等変更届出書（様式第八十号）に届出者の住民票の写し（届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書）を添付して行わなければならない。

2 条例第四十四条に規定する届出は、その変更のあった日から三十日以内に行わなければならない。

## 第六章 産業廃棄物の処理等

（市が処分することができる産業廃棄物）

第五十三条 条例第四十六条に規定する市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物については、次に掲げるものであって、市長が市において処分することが適當であると認めるものとする。

- 一 一般廃棄物とあわせて処分することが容易な固形状のもの
- 二 一般廃棄物の処分に支障を生じない範囲の量のもの

（産業廃棄物収集運搬業等の許可等への準用）

第五十四条 第十四条及び第十九条の規定は、法第十二条の七第一項の認定を受けた者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。

2 第二十三条から第三十二条までの規定は、産業廃棄物再生輸送業の指定（省令第九条第二号に規定する指定をいう。）及び産業廃棄物再生活用業の指定（省令第十条の三第二号に規定する指定をいう。）について準用する。この場合において、第二十四条中「二年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

（欠格要件に係る届出）

第五十五条 法第十四条の二第三項又は第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項及び第五項の規定による届出は、産業廃棄物処理業者欠格要件該当届出書（様式第八十一号）により行うものとする。

2 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第六項及び第七項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書（様式第八十二号）により行うものとする。

（産業廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届）

第五十六条 第五十二条の規定は、条例第四十八条に規定する変更の届出について準用する。

（自動車リサイクル法に関する登録証の交付等）

第五十七条 市長は、次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める登録証、通知書又は命令書により行うものとする。

一 自動車リサイクル法第四十四条第二項（同法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知 引取業者登録証（様式第八十三号）

二 自動車リサイクル法第四十五条第二項の規定による通知 引取業者登録拒否通知書（様式第八十四号）

三 自動車リサイクル法第五十一条第二項において準用する同法第四十五条第二項の規定による通知のうち登録の取消しに係るもの 引取業者登録取消通知書（様式第八十五号）

四 前号の通知のうち事業の全部又は一部の停止の命令に係るもの 引取業停止命令書（様式第八十六号）

五 自動車リサイクル法第五十五条第二項（同法第五十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知のうち登録の取消しに係るもの 引取業登録取消通知書（様式第八十七号）

- による通知 フロン類回収業者登録証（様式第八十七号）
- 六 自動車リサイクル法第五十六条第二項の規定による通知 フロン類回収業者登録拒否通知書（様式第八十八号）
- 七 自動車リサイクル法第五十八条第二項において準用する同法第五十六条第二項の規定による通知のうち登録の取消しに係るもの フロン類回収業者登録取消通知書（様式第八十九号）
- 八 前号通知のうち事業の全部又は一部の停止の命令に係るもの フロン類回収業停止命令書（様式第九十号）
- 九 自動車リサイクル法第六十二条第二項の規定による通知 解体業不許可通知書（様式第九十一号）
- 十 自動車リサイクル法第六十六条の規定による許可の取消し 解体業許可取消通知書（様式第九十二号）
- 十一 自動車リサイクル法第六十六条の規定による事業の全部又は一部の停止 解体業停止命令書（様式第九十三号）
- 十二 自動車リサイクル法第六十九条第二項の規定による通知 破碎業不許可通知書（様式第九十四号）
- 十三 自動車リサイクル法第七十条第二項において準用する同法第六十九条第二項の規定による通知 破碎業事業範囲変更不許可通知書（様式第九十五号）
- 十四 自動車リサイクル法第七十二条において準用する同法第六十六条の規定による許可の取消し 破碎業許可取消通知書（様式第九十六号）
- 十五 自動車リサイクル法第七十二条において準用する同法第六十六条の規定による事業の全部又は一部の停止 破碎業停止命令書（様式第九十七号）
- 2 第十四条及び第十九条の規定は、前項第一号及び第五号に規定する登録証を受けた者又は使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省、環境省令第七号）第五十六条及び第六十一条の規定により許可証を受けた者について準用する。  
(自動車リサイクル法に関する廃業等の届出)
- 第五十八条 自動車リサイクル法における次の各号の掲げる廃業等の届出は、当該各号に定める届出書により行うものとする。
- 一 自動車リサイクル法第四十八条第一項の規定による届出 引取業廃業等届出書（様式第九十八号）
  - 二 自動車リサイクル法第五十九条において準用する同法第四十八条第一項の規定による届出 フロン類回収業廃業等届出書（様式第九十九号）
  - 三 自動車リサイクル法第六十四条の規定による届出 解体業廃業等届出書（様式第百号）
  - 四 自動車リサイクル法第七十二条において準用する同法第六十四条の規定による届出 破碎業廃業等届出書（様式第百一号）
- 2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 その内容を明らかにする書類
  - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 第七章 一般廃棄物処理手数料等  
(手数料及び費用の減免)
- 第五十九条 条例第四十九条第三項、条例第五十条第二項及び条例第五十一条第三項の規定による手数料等の减免を受けようとする者は、手数料减免申請書（様式第百二号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 第八章 雜則  
(身分証明書)
- 第六十条 条例第五十四条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第百三号）によるものとする。  
(改善命令)
- 第六十一条 法第十九条の三の規定による改善命令は、改善命令書（様式第百四号）により行うものとする。  
(措置命令)
- 第六十二条 法第十九条の四、第十九条の四の二、第十九条の五又は第十九条の六の規定による措置命令は、措置命令書（様式第百五号）により行うものとする。  
(届出台帳の様式及び閲覧)
- 第六十三条 条例第五十五条第一項の届出台帳は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳（様式第百六号）とし、市長が調製し、これを保管する。
- 2 条例第五十五条第一項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書（様式第百七号）により行うものとする。
- 3 第三十五条の規定は、届出台帳の閲覧時間について準用する。  
(委任)
- 第六十四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
附 則（平成三十一年三月二九日規則第六〇号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。  
附 則（令和元年一二月二五日規則第二四号）  
この規則は、公布の日から施行する。  
※様式第1号～第107号は省略

### 資料3 福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

#### 福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(令和2年11月末現在)

氏名	組織	備考
樋口 良之	国立大学法人福島大学 教育研究院（教授）	学識経験者
菅野 富美	福島市町内会連合会（会長）	関係団体の代表者
渡邊 浩子	J Aふくしま未来女性部（部長）	//
飯沼 育子	福島市婦人団体連絡協議会（副会長）	//
桃井 三夫	福島県建設業協会県北支部（支部長）	//
平井 優子	福島市消費者団体懇談会（副会長）	//
栗原 守	福島市小中学校P T A連合会（副会長）	//
山岸 智子	福島商工会議所（女性会監事）	//
三島 昭二	福島市衛生団体連合会（会長）	//
草刈 耕一	環境省 東北地方環境事務所 資源循環課（課長）	関係行政機関の職員
二瓶 広之	福島県県北地方振興局県民環境部（部長）	//